

|     |     |     |     |      |     |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 調査係長 | 調査係 |
|     |     |     |     |      |     |

|  |   |     |          |
|--|---|-----|----------|
| 建設常任委員会会議録 (13年3定)   |   |     |          |
| 日 時  | 平成13年 9月26日(水)  | 開 議 | 午後 1時00分 |
|  |   | 散 会 | 午後 5時45分 |
| 場 所  | 第3委員会室  |     |          |
| 議 題  | 付 託 案 件   |     |          |
| 出席委員   | 新野委員長、古沢副委員長、松本(光)・松本(聖)・久末・八田<br>・武井・高橋 各委員                  |     |          |
| 説明員  | 水道局長、土木部長、建築都市部長、用地対策室長、市街地活性化対策室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長、所長、及び主幹 |     |          |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> |   |     |          |

## 委員長

ただいまから、会議を開きます。本日の会議録署名員に、松本（聖）委員、高橋委員をご指名いたします。付託案件を一括議題といたします。理事者から報告がありますので、順次、説明願います。

平成13年度除排雪体制の見直しについて。

### （土木）土木事業所長

平成13年度の除排雪体制の見直しについて、ご説明を申し上げます。

除排雪体制の見直しにつきましては、従来の除排雪体制の課題を解消し、円滑で効率的な除排雪作業により、市民サービスの向上が図られること、市と受託者の役割分担を明確にすることにより、市民にわかりやすく、地域に密着した除雪体制にすることを目的として、見直すものであります。見直しに当たりましては、議会、関係業界、町内会への説明を行い、ご意見を伺いながら取りまとめたものであります。

具体的な見直しの内容について、資料1をごらんください。主な見直し内容として7項目あり、順次、ご説明をしてみたいと思います。

まず最初に、平成13年度除雪体制について、資料2をご参照ください。

現行の除雪体制で共同企業体が行っております業務としましては、網かけを行っております歩車道除雪業務、局部排雪、一部地域の雪捨て場管理であります。

新たな除雪体制としましては、右図のように、共同企業体が従来行っていた業務のほかに委託排雪、砂まき等の急坂路面对策、貸出しダンプ制度の監督業務など、可能な限り一括して、責任を持って共同企業体に施工してもらう地域総合除雪で行ってまいりたいと考えております。

次に、また資料1を見ていただきたいと思いますが、2番目に、市と委託業者との役割分担についてであります。市の役割としましては、市内の道路パトロールを行い、業務の発注者として、業者への指導や地域間の調整を行うとともに、除雪にかかわる方針や計画等について市民へ周知したり、市民要望等の対応をすることなどあります。

受託業者の役割としましては、除雪作業に対する施工計画を立案しながら、除雪作業体制を確立するものであります。また、出勤基準や路面管理基準に基づき、気象情報や、自ら行う道路パトロールによって自主的に判断し、責任施工により除雪作業を行うものであります。さらに、除雪作業にかかわる市民との連携や市民要望等の対応を行うものであります。

次に、ステーション体制につきましては、市職員の常駐を廃止し、担当職員を土木事業所に配置して、業者の指導監督を行ってまいりたいと考えております。また、ステーションは業者管理の下、転送電話を活用した24時間体制で要望等の受付を考えております。

次に、4番目の基準の見直しについてであります。資料3をご覧くださいと思います。

今回、基準の見直しを行いましたのは、車道除雪出勤基準と歩道除雪出勤基準であり、内容につきましては、これまでの実態を調査した中で、他都市の例を参考に、出勤基準として業者がわかりやすい表現に改めたものです。

また、受託業者が施工管理を行うために、新たに車道除雪出来高基準と、車道幅員出来高基準を設けました。

次に、また資料1にお戻りいただきたいと思いますが、5番目の委託業者の選定についてであります。

従来、特殊機械保有状況や地域特性の違いなどの理由により、同じ業者が同じ地域を担当しておりましたが、透明性や競争性の確保の観点から、公道の除雪作業の実績のある技術者や運転手を確保している等、一定の要件を有する業者へ門戸を開放した中で、登録制を導入してまいりたいと考えております。

次に、6番目の平成13年度に新たに検討している施策についてであります。冬期間における交通の円滑化、公共交通の利便性、定時性の確保を図るため、市街地におけるバス停車帯の雪山処理を重点的に行うことや、急坂対策の一貫として、既存砂箱の一層の活用を図るため、砂まきボランティアを募集すること、また、本市の東西に長

く起伏に富んだ地形による気象の地域間格差を補完し、除雪出動の判断を行うための情報として、24時間営業のコ  
ンビニエンスストアから、気象情報の協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、今後の進め方についてであります。業界に対して見直しの内容を含めた業務内容説明会を開催し、業界  
への周知を図りながら、10月下旬までに業者を決定してまいりたいと考えております。

また、受託業者の出席のもとで、11月上旬から中旬にかけて除雪懇談会を開催し、市民要望を把握して、見直し  
内容についても説明してまいりたいと考えております。さらに、広報おたるや回覧板など、市民への周知徹底を図  
ってまいりたいと考えております。

なお、直営排雪班につきましても、作業の効率性や受託業者の技術の向上により、体制の見直しを検討中で、今  
後、関係職員団体と協議を進めてまいりたいと考えております。

#### **委員長**

続きまして、市道軍用線の冬期間通行止めについて。

#### **(土木)管理課長**

市道軍用線の冬期間通行止めについて、ご説明いたします。

お手元に配付しました資料につきましては、資料4になりますが、市道軍用線は、東南地域開発事業に伴う道道  
整備の一貫としての都市計画道路望洋線、道道小樽環状線の新設改良のため、平成7、8年度において改良工事が  
なされ、現在、国道393号へ接続されております。

ただ、現状の勾配、線形など、冬期間の維持管理について難しい面もあり、このたび、10月末日をもって道道小  
樽環状線が、望洋台から潮見台3丁目の国道393号と接続することになり、平成13年11月1日より供用開始となり  
ます。このため、土木現業所、赤井川村、開発業者、警察署などと協議を進めており、冬期間の交通安全対策など  
を考え、当面、冬期間通行止めをしたいと考えており、関係機関の了承を得られ次第、実施したいと思いを  
ます。

#### **委員長**

続きまして、石狩西部広域水道企業団議会定例会について。

#### **(水道)総務課長**

水道局から、石狩西部広域水道企業団の議会開催についてご報告申し上げます。

去る9月7日、平成13年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されました。議案として、平成12年度  
同企業団水道用水供給事業会計決算認定の審議がございました。

決算状況は、資本金収入額が2,264,005,285円、資本金支出額が2,328,416,917円であります。建設事業の概要と  
しましては、送水管の布設1,231.5メートルを実施し、当別ダム負担金1,504,321,000円と、その他、送水管予定路  
線の測量、土質調査及び布設設計委託であります。

なお、平成12年度末の5送水管の延長は16,791.8メートルであり、総延長44.4キロメートルに対しまして37.8パ  
ーセントの進捗率であります。

以上の議案につきまして、満場一致で認定されたところでございます。

#### **委員長**

次に、今定例会に付託された案件について説明願います。議案第25号、小樽市営住宅条例の一部を改正する条例  
案について。

#### **(建都)住宅課長**

議案第25号、小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。最上B住宅の一部除却に  
伴いまして、別表第1号の公営住宅の市営住宅戸数を改正するためのものでございます。

この最上B住宅につきましては、昭和38、39年に建設されました、ブロック造の平家建14棟64戸の規模から成る  
団地でございます。また、再生マスタープランにおきましては、建替え団地として位置づけられているところでご

ざいます。現在、一般入居の募集を停止しているために、入居戸数は29戸となっております。

したがいまして、団地内の中央部の、昭和38年に建設された2棟8戸については空きとなり、老朽化が著しいことから、これを除却することにより、団地内の雪、あるいは付近市道除雪の堆雪スペースとして利用が可能となると考えてございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

#### 委員長

これより、一括質疑に入ります。順序は、共産党、自由民主党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順とします。共産党、古沢委員。

---

#### 古沢委員

##### 市道蘭島第4連絡通線について

まず最初に、市道の問題です。

蘭島地域に、国道から海岸につながる市道で、通称、「阿部道路」と地域の人が呼んでいるところですが、市道蘭島第4連絡通線があります。長年、同町会から市に対して、道路改良要望が出されています。

特に、国道への取りつけ部分は、幅員約3.6メートルの2間道路です。鍵型になっていて、民地側に約2メートルのトタンでしょうか、塀、囲いと言った方がいいでしょうか、これが全面に張りめぐらされ、極めて見通しが悪くて危険だということで、何とか改良してほしいという要望が、長年にわたって出されています。

私も地域のそうした要望を受けて、原課ともいろいろ協議をさせていただきました。写真を見せればおわかりいただけると思うのですが、大変危険な状況で一昨年でしたか、見通しの悪い鍵型になっているところに、非常に目立つ注意を呼びかける看板を設置するなどの措置を講じていただいておりますが、カーブミラーもなかなか取りつけられる状況にない、そういう状況であります。

このまま放っておくわけにいかないというのは、地域の大方の皆さんのご意見でありまして、何とか、市道を管理する側の責任としてここを改良していただきたいと。具体的に言えば、鍵型を解消するとすれば、その土地の所有者に対して売却をしてもらおう交渉などを通じて、道路形状を改良するということになるのだと思いますが、この点について、市として、道路管理者としてのご意見をお伺いしたいと思います。

#### (土木)水沢主幹

市道蘭島第4連絡通線の件については、委員がおっしゃったような経過で、私どもが現地を把握した中で、確かに囲いがあって狭い、見通しも悪いと。そのような中で、委員もおっしゃっていましたが、一昨年、通行者に注意を促す看板を設置したところでございます。

ただ、指摘のありました土地取得を含めて道路改良を、というお話でございますけれども、基本的には、局部改良、道路改良においては、交通量が多いとか、例えば幹線道路だとか、狭隘とか、そういう事情がない限りは、正直な話、その道路は地域の連絡道路としてはあるわけですが、それほど交通量が多いとは思いません。そういうことから考えて、取得して道路改良をすることは、なかなか難しい箇所かなと考えています。

#### 古沢委員

特に夏場の海水浴シーズンは、交通量も、それから人の行き来も大変多くなる場所です。これはもうご承知のとおりです。また、この市道を調べていただきましたら、市道認定されたのは大変古いのです。大正9年に市道認定されている道路でありまして、この間、私以外にも数多くの先輩議員の皆さんが、この問題を解決してほしいということで、地域の声を原課・部の方にも届けているという経緯も聞いております。

そういった点からもう一つ、これは経緯はわからないのですが、国道側の取りつけ部分、縁石の状態から見ますと、道路は鍵の手でなくて直線で国道につながる、タッチするというふうに、国も、市も、ずっとそう見ていた道路、実際は直線部分が市道だと考えていた道路ではないかと推測するのですが、そういう経緯はなかったですか。

### **(土木)水沢主幹**

確かに、おっしゃられるとおり、この道路は、大正9年に旧塩谷村時代からの認定道路でありまして、私どもが道路区域として持っている幅は2間3.6メートルです。現況を見ますと、国道側の部分については3.6メートルというよりは、5、6メートル近く空いていることから考えますと、当時、民地の中をそのまま道路として使ったのではないかと、そういうことは考えられます。

ただ、実際的には、この土地はあくまで私有地で、札幌の所有者なのですけれども、維持管理のために塀を回している、そのような状態だと思います。

#### **古沢委員**

改良する予定はないと言え、このまま放っておくということですね。あの状態で放っておいていいのですか。

市内には、いろいろなところがあると思うのですが、デザイン課長なども通じて、これは景観問題としてもどうなのだろうと、意見交換をしたことがあったのですけれども、そういったところからも接近できない問題のようでした。要するに、あそこの土地問題を解決して、道路を直線的につないで問題解決するしかないというのが、現地町会の皆さん方の要望でもあると思うのです。

市は改良する予定はないと言っていますけれども、町会は毎年のように、要望事項の中に必ず入ってくるのですね。どうするのですか。もう一度聞きます。

#### **土木部長**

過去、何度かの議会の中で、臨時市道整備の考え方とか、道路整備の考え方の話をしておりますけれども、私としては、これは部内の一致した考え方ですが、旧市街地を何とかいい環境にして新市街地と住み分けていくか、そういう考え方で臨もうとしておりました。

ただ、ここの路線の場合は、常に危険性とか、路線上の特性として問題があるのかもしれませんが、水沢主幹からお答えしましたように、沿道の利用戸数も、たしか15戸か20戸くらいだと思います。

そういうことになりますと、私どもがお話していますように、公共施設の有無、通過交通量、利用交通量、そういうところから優先順位をつけて整備せざるを得ないという実態から申しますと、今の部分については、前回の議会でもお話ししていますが、いずれにしても、地権者にご協力をいただいて、塀をつくるなどということをやめていただいて、塀を1メートルなり2メートル下げたみたいなの、お互いにそういう協力の中で、地域のための道路だという考え方で協力をしていただく中で、市で道路としての整備をするということではできると思います。けれども、買ってまでというのは、現状では難しいと思います。

#### **古沢委員**

この問題では最後ですけれども、夏場の交通量を実際に調査してください。蘭島の海水浴場という特殊性がありますからね。夏場の交通量の調査をぜひやっていただきたい。この点はよろしいですか。

### **(土木)水沢主幹**

町会等にもお話を聞きながら、その辺は対応をしていきたいと思えます。

#### **古沢委員**

#### **建設業退職者共済制度について**

2つ目の問題ですが、市の発注工事に従事する建設労働者の労働条件にかかわる点で、これまでも何度か議会で取り上げてきました。今日は建設常任委員会ですから、契約、入札にかかわる本筋での議論はできないのですが、現場の状況をぜひ確認し合いたいと思うのです。

今年も、水道局発注工事の現場と、それから市長部局の現場と、いくつか実態を見せていただきました。その中で、いくつかご報告できることがあると思えます。

一つは、受注業者の皆さんが言っているのは、公共工事のコスト縮減の問題や、労務単価が大幅にダウンしたこ

とへの反映ですが、市発注の工事価格が下がっている、おおむね8割ぐらいではないかと共通に言っていて、これが大変なのだというのが、異口同音にそれぞれの現場から聞こえてきました。

それから、細かな問題ですが、国の工事、特に国道工事絡みで受注した工事は大変だと。仕事量に比べて工期が長くなり過ぎて、現場を維持することだけでも大変だという声が、特に強く出ておりました。

今年は去年と比べてみましたら、現場で働く労働者の皆さんは、まだ数は少ないのですが、この時点で中間的に取りまとめたら、平均年齢的には若返ってきているというのが一つの特徴であるかなと。非常に若い労働者の皆さんが、現場に見受けられるようになってきています。ケースとしては少ないのですが、今まで見た現場の限りで言えば、労働者の平均年齢は40代前半、41歳ぐらいです。

賃金は想像していたように、昨年に現場を見たときからさらに下がってきて、今は1万円を割って9,500円を下回るような状況、平均的にはそういう状況になってきています。現場の労働者の皆さんの3人に1人は、前年より賃金が下がったと言っております。

労働条件は、特に福利厚生面で言えば、実際には有給休暇がないと言っている労働者が過半数で、6割近くおりました。制度として有給休暇はあるのだけれども、今まで現場に伺った時点で、まだ1日もとっていないという人もおりますから、実際に有給休暇として使っていないという人も含めれば、さらに大変な状況かなと、そういう印象を持って戻ってきています。

もう一つ、毎回、議会で取り上げてきました建退共の適用状況です。

伺ったのは10社ほどの現場でしたが、その中で、下請企業で建退共に加入していないところが1社ありました。

それから、実際に元請から、建退共の証紙が現物交付されているかということで「されていない」と。「それでは、元請にちゃんとして下さいと言えますか。」とお尋ねしたら、「それは、こちらからストレートに言えない話です。」と答えた会社もありました。

また、これは大体特徴が共通しているところですが、市発注の公共工事には、比較的、建退共の証紙を張っているのですが、民間工事では、かなりの部分で実際には張っていないというケースがある。

さらに、後でお伺いしますが、これは市でも現場調査等をやっていると思うのですが、我々も現場を見せていただいて、私はこれで3年目になります。そういう結果の反映だと思えますけれども、中には、労働者を20人ほど抱えている会社で手帳を見せていただきましたら、1冊目という労働者が19人いました。

「調査に来るといっているので、慌てて手帳を申請したのですか。」と聞くと、「そんなことはありません。今年からきちっとやるということで、会社で話し合って決めた結果です。」ということでした。過程がどうであろうと、19人が手帳もないというより、これを機会に手帳を交付されたという点で言えば、大いに結構な話で、歓迎すべきことだと思います。

こういう状況から2定でもお話したのですが、例えば、労働者ごとにきちっと、季節労働者などの場合は、退職金制度として、唯一これしかない建退共を完全に適用させていくということ、少なくとも市の発注工事、公共工事から完全適用を目指すという取組、改善方を私は要望したのです。

その点で言えば、一人一人の労働者ごとに、手帳が交付されて証紙が張られているかということ、実績書として工事完了届と一緒に合わせて出すような仕組みを考えていただけないかということ、具体的な要望として合わせて出しています。

そういったことを含めて、水道、市長部局の現場でどのような検討がされているか伺います。

#### **水道局長**

建退共の問題につきましては、従来から古沢委員が熱心に取り組んでいることは理解しています。

私どもの方も、実は随分長い歴史がありまして、建退共制度は、やはり公共事業として発注する事業につきましては、適正な管理をしなければならないということで取り組んでまいりました。それで、以前に比べますと、現場

サイドで熱心に取り組んでいると理解をしています。

この問題につきましては、市長からも答弁をしていると思うのですが、適正化法が施行されて以来、このやり方につきまして要綱等をつくった方がいいということで、若手の係長が中心になり、現在、ワーキンググループがあります。この中で、委員がおっしゃったことも検討していきたいという市長答弁であると聞いています。

私見にかかわる部分でございますが、この問題につきましては、いわゆる帯広方式と函館方式がございます。

委員がおっしゃっていますのは、この両方の市がやっています要綱に基づいたものだと思いますが、小樽市とこの2市との一番大きな違い、私どもは、市、発注者側と元請との関係だけでございまして、両市は、下請までも元請が管理するということが大きな違いだと思います。

もう一つ、一番違うのは委員がおっしゃった、会社ごとにその現場で働くいわゆる被共済者氏名ですが、この個別労務者に対して、どれだけの証紙を使用されたかということについて、工期の実績報告書として、今おっしゃった完了届として提出させるというのが大きな違いだと思います。これをやることによって、ほぼ完全な管理ができることになると思います。

この辺につきましては、大変恐縮でございますが、今、若手係長のワーキンググループで検討中と聞いておりますので、その成果といたしますか、検討結果につきまして考えていきたいと思っております。

ただ、私としましては、私のところも係長がその中に入っておりますので、いろいろなレクチャーをしながら、小樽市と両市との比較・検討などということにつきまして、意見交換をしている状況でございます。

#### **古沢委員**

土木、建築都市部長も、今の水道局長の答弁と同じですね。違ったら困りますから、あえて答弁は求めません。

市長部局と水道局で、今年、現場調査などをやっている実例がありましたら、どういうふうに現場の状況を把握されているか、ちょっとご報告ください。

#### **(建都) 建築課長**

実際の現場での建退共調査については、13年度はこれからの予定でございまして、10月中旬以降ということで、今、契約管財課と協議し、ともに進めるということで計画しております。

過去につきましては、平成10年にも調査をしております、事業所、それから現場にそれぞれ行った中で、会社部門から全部調査をしている状況でして、今年についてはこれからということでございます。

#### **土木部長**

土木では、あまりそのことについてというか、個別調査はやっていないと思います。先ほど建築の方が言ったように、契約管財課などと合同ということはあると思います。

調査時以外でも、入札のときに一定の業者が集まります。その中で、工事発注契約にかかわる遵法の精神、それから地域限定型の工事は市内業者にさせている。そののところを受けて、よく言われる企業としての雇用、地域経済への貢献、その責任を放棄されたら困るという中で、強者の論理で下請価格を安く押しつけるとか、労賃を切り下げるとか、資材関係も同様のことをしてはいけないと、口頭の指導ですが、何度か注意を促しております。

#### **(水道) 総務課長**

水道局では、8月29日と9月25日、26日の両日、建築工事をやっている現場を6社、それぞれ建退共の調査ということでやりました。その結果、建退共につきましては、自社の退職制度、それから特退共、そういったところを除きまして、建退共についてはすべて完了しているという状況でございましたし、私どもは、下請作業員の方にも建退共制度を知っているか、それぞれ現場で聞いてまいりました。

それは全員が知っていて、「どんな制度だと思いますか。」と聞くと、「大変よい制度だ。」と回答いただき、建退共は、うちの現場については、100パーセントされていると考えております。

#### **古沢委員**

先ほどお話ししたように、10現場を回った中で、建退共の手帳がない、張ってもらってないという人がおよそ1割強いたのですね。ですから、全体としては、水道局長がおっしゃられたように、小樽市の状況としては、改善されてきているということは、毎年、現場に行ってみても感じるのです。

しかし、完全適用ということで考えれば、いわゆる指導という形では、そろそろこの辺が頭打ちではないのだろうか、そんな印象を持って帰りました。ですから、仕組みそのものをきちっとつくっていかないと、完全適用に一步大きく踏み出すとはならないと思いますので、ぜひ検討のスピードも早めていただきたいと思います。

#### **新除雪体制について**

3つ目は、除雪の問題です。先ほど報告がありましたので、具体的に手短かに聞いてまいります。

土木事業所の組織について、現体制で、全体の職員数、そのうちの技術系職員数、そのうちステーションに配置している職員数はどのようになっていますか。

#### **(土木)土木事業所長**

土木事業所の職員数でございますけれども、全体で29名になっております。

そのうち、技術職ということになりますと、13名が技術職でございます。そのうち、ステーションに張りついている職員の数でございますけれども、土木事業所の職員といたしましては、第1ステーションに2名、第2ステーションに2名、第3ステーションには2名、第4ステーションは、係長が第3ステーションと兼務になっておりますので、職員は1名、そのほか、他の課からの応援をいただいております、3名の応援体制でステーションの監督を行っております。

#### **古沢委員**

それから現体制での直営部分と委託部分の関係、わかりやすく言えば、路線延長距離で何対何ぐらいになっているかという割合でわかりますか。わかりやすい目安で示していただきたいのです。

#### **(土木)土木事業所長**

市職員が行っております除雪の業務としては排雪業務でございますので、直営の排雪量と委託の排雪量で説明をいたしたいと思っておりますけれども、昨年の12年度実績で言いますと、直営で捨てた雪の量は137,828立方メートル、委託で行っております排雪量が337,336立方メートルということで、約3対7の割合でございます。

#### **古沢委員**

今、新体制の報告をした中で何点か伺います。委託業者としての登録要件は、具体的にどのようなものですか。

#### **(土木)土木事業所長**

登録要件でございますけれども、まず一つは、小樽市の指名業者であるということが大前提でございます。

その中で、今まで実績のある業者、これは要件としてございます。そのほか、公共用道路の除雪を行った実績のある運転手を抱えている業者で、必要な機械を所有している。又は使用権を持っている。

そのほか、業務責任者という部分では、過去に除雪を経験している者であるとか、土木部工事等々の経験年数があるとか、例えば土木の施工管理技師の免許を持っているとか、こんな要件を持っている業者が、登録要件に該当するというところでございます。

#### **古沢委員**

JVの構成についてお伺いしておきたいと思うのですが、除雪、排雪の委託業者は、実際、除排雪のために、もしくは砂まきのために、それに必要な重機に投資をしているわけです。

設備投資をしているのですが、こういう新体制で、新たな構成がされるときに、そうした業者であっても、問題ありの業者という特別の場合は別ですけれども、そういうこと以外で仕組みを変えることにより、結果として排除されてしまう心配がないのか。

#### **(土木)土木事業所長**

今回、門戸開放をやるときに、我々が一番危惧しているのがその部分です。

登録要件の部分で言えば、今までやっている業者は登録されることになりましても、企業体の中でどのように吸収されていくのかという部分、この部分は、我々としては排除しようと思直しをやっているわけではございませんので、何とか共同企業体の中にうまく皆さんがかかわっていく形がとれればと思っております。

#### 古沢委員

先ほどの要件から言えば、それほど心配したことはないのかなという気もしますが、結果として、今までそういう業務に携わってきた業者が、新しい見直しによって、結局、つぎ込んだものが全部役に立たなくなってしまうなどと、現に、そういう心配をしている方も聞けばいるのですね。ですから、そういった問題にきちっと対応していかなければいけないと思います。

同時に、現行は4ブロックで市内の除排雪をやっていますが、こうしたJVを構成する場合に、その4つのエリアで言うところの地元業者が優先されると考えていいのでしょうか。これはどうでしょうか。

#### (土木) 土木事業所長

今まで共同企業体でやっている業者は、かなり地域に精通しておりますので、我々としても、やはり今まで除雪をやってきた業者という部分が、ベースになるだろうと考えています。それがいろいろなところに、例えば、今までA地区をやったのに、B地区に行くということを進捗するような気持ちはありません。

ただ、いろいろな事情で、JVを結成するに当たっては、やはり結成する民間側の考え方というものも発生してきますので、この辺は、市はこうやるのだということは、JVを結成するに当たっては、民間側の自然の流れに任せたいと思っております。

#### 古沢委員

共同企業体を構成する場合には、要綱でしたか、要領がありますね。その場合に、基本型は2、3社となっていて、特別の場合といいますか、その場合は広げてよしとしています。当然、広がるという考え方で良いですね。

それでは、運搬排雪について伺いますが、企業体を構成する場合に、現体制で言えば三つの協同組合ですか。協同組合が単位になるのですか。

#### (土木) 土木事業所長

運搬排雪の部分で言いますと、今、直営排雪では、貸しダンプの運搬排雪をやっている組合が3つあります。

それは、今までどおり、直営と貸しダンプの部分で言えば、その部分を担っていただくことになると思います。

それから、直営を詳しく説明しますと、排雪の部分で例えば2班体制が1班になったとすれば、仕事量も減っていきます。そういうことからすると、3組合に与える影響がありますので、市としては、今まで以上に、委託排雪の中でこの3組合をできるだけ使っていただくよう、業者、民間の側に働きかけていきたいと思っております。

失礼しました。今の3組合が共同企業体の中に入って運搬排雪をやるのかということにつきましては、運搬排雪は、その3組合が共同企業体の中に入るとのことではございません。

#### 古沢委員

業者から話を聞きますと、この運搬排雪の中で、自分のところのダンプは遊んでいるのだけれども、市の排雪作業を見ていたら、堂々と他の街の看板を背負った車が走っているという話が耳に入ります。そういう問題は、何がしかの解決、改善策というのは講じられるのですか。

#### (土木) 土木事業所長

今のような話は我々の耳にも入っております、その辺は、完全に市内業者だけに縛るといいのかという別の問題もございます。

ただ、市内のダンプ組合、あるいは組合に入っていないダンプを所持している業者もたくさんありますので、できるだけ地元を使うということについては、共同企業体を指導していただきたいと考えています。

## 古沢委員

除雪費用の問題、予算の問題で伺っておきます。

13年度予算で除雪費は9億8,600万円です。そのうち、業務委託料として4億8,300万円。直近3カ年の除雪費は平均で11億8,000万円、約12億円です。

業務委託費の平均が5億9,000万円、だから6億円弱で、大体これが平均値です。こういう状況の中で、今年度の除雪費が9億8,000万円、業務委託料が4億8,000万円ですが、それでは、地域総合除雪業務委託のための予算は、どの程度と見ているかお伺いします。

### (土木)土木事業所長

今、完全な積算というか、まだ形が整っておりませんので、この場では具体的な数字を申し上げることはできません。設計するに当たったの考え方だけお話ししますが、今まで、設計に当たっては時間単価でやってましたが、これを距離単価、路線別に直そうと考えておりますので、その部分は標準降雪量の年に、プラス・マイナス20パーセントの範囲内では設計変更しないということで、当初から絶対量を見据えた中で発注しなければならない。そういう基本的な考え方を持っています。

排雪につきましては、何立方メートルという形で設計書に明示いたしますので、実際に何立方メートルを捨てたかにより設計変更の対象になる、このような考え方で設計をしてみたいと思っております。

## 古沢委員

水道に質問したいので除雪は最後にしますが、結局、街場でいろいろと話を聞いたりしますと、市が既に新聞報道をされたということで、結構、関心事ではあるんですね。各ステーションから職員を引き揚げてしまうということに対する不安、心配、これが最も聞こえてくる声です。

結局、予算特別委員会で部長が答弁されていましたが、表現は悪いのですが、除雪を民間に丸投げしてしまうとなると、各ステーションには職員がいないわけですから、報告があったように、市民要望などの窓口も民間が対応するわけですね。そうした場合に、部長がおっしゃった2年、3年かかるのではないかと。

そういう意味で、市民の要望に応えられる人的確保という意味合いから言っても、単年度で済むことにはならないだろう。つまり、そこに配置される民間の職員に要請されるのは、公平性、平等性など、文字どおり公務につながる業務内容なのですね。

そういう意味で、職員を引き揚げて民間に対応させるということ自体、大きな問題があるのではないかと。市民の側からすれば、最も心配事になるのではないかと。これを、早速、今年度から業者の説明会を開いて、業者にもいろいろな意見があるでしょう。地域にも市民にも説明をして新しいシステムに変えていく、見直しをしていくということは、あまりにも性急過ぎるのではないだろうか。

それで、私の意見としては、今言ったような点から、行政が撤退するという点については、基本的に私は反対なのです。ですから、改めて再検討する必要があるのではないかと、意見を述べておきたいと思っております。直ちに、今年の冬からは相当無理があるだろうし、そういう体制で移行したいということについては、賛成しかねるということ、意見を申し述べておきたいと思っております。

### 鉛給水管の取替えについて

最後になりますが、水道の問題で一つお伺いします。

新聞報道されておりましたので、市民の関心も深い点であります。一つは、市内の配水管のうち、老朽管の現状についての程度か、キ口数でちょっと教えていただきたいのと、そのうち、石綿管が現状でどの程度残っているか、お知らせください。

### (水道)総務課長

老朽配水管の現状でございますけれども、平成12年度末までに、対象延長が263,910メートルございまして、この

うち193,913メートルを布設替えしまして、73パーセントの進捗でございます。残存延長は69,957メートルでございます。このうち、石綿管につきましては、現在、1,982メートル残っております。

**古沢委員**

昨年、12年度は特に寒い冬でしたので、凍結事故が多発いたしました。お聞かせいただいたところによると、前年の177件に対して、12年度は1,378件も発生していると。

主に給水装置に関する凍結事故だったようですが、このうち、老朽管にかかわっての破裂事故とか、そういう凍結事故が発生したケースはありましたか。

**(水道) 給水課長**

1,378件は、すべて給水管でございます。1,378件以外に、配水管で1月から3月の冬期間に破裂した件数は12件発生しております。

**古沢委員**

今後の更新計画について、老朽管全体と石綿管でどのようになっていますか。

**(水道) 工務課長**

今後の計画でございますが、平成12年度末までは、国道5号の改良等をやる折に、道路改良に伴う布設替えを主に行ってきました。本年度からは、道路改良に伴う布設替えが少なくなっております。老朽度が高く、かつ影響の度合いが大きい箇所、計画的に事業を推進していきたい、こういうふう考えております。

石綿管につきましては、前の議会でも申し上げたことですが、平成14年度中に全面更新する予定です。

**古沢委員**

もう一つは、給水装置にかかわる鉛管の問題ですけれども、新聞報道では推計値で報道されておりますが、念のため、お伺いします。

どのぐらいの世帯で、どのぐらいの実態にあるのか、お知らせください。

**(水道) 給水課長**

鉛管についての実態でございますが、今年5月から専門の職員を配置しまして、給水台帳等のチェックを行っております。まだ、精査中の段階でございますが、現時点で台帳上、鉛管が残っているものが4,270件あります。

このうち、閉栓されて使用されていないものが1,697件ありますので、鉛管使用件数は2,573件となりますが、既に修繕等で布設替えされているところもありますので、精査にはもう少し時間がかかると。延長数についても、同じように精査中でございます。

**古沢委員**

報道されている数字から見ると、実態はこういう状況だということですが、問題は、2003年度から規制値が変わるということもあって、健康被害、人体被害の問題もあって対策を講じなければいけない。これもお伺いしたかったのですが、その際に、実際は給水装置を交換しなければいけないわけですね。これに対して、原則、自己負担というふうに報道されておりましたので、その件でお伺いします。

もともと、この給水装置というのは、素人風に言えば、好き勝手にビニールホースでつないだり、竹管でつないだり、土管を入れたりとか、そういうふうにするものではなかったはずで、大正年代からこういう水道が布設をされて、道内でも古い歴史を持っている、そういう小樽市の水道です。

その中で、給水装置はどういう状況にあったかというのは、現在の水道事業給水条例でその仕組みはわかるのですが、鉛管が使用されていたと思われる当時、旧条例の第8条と第9条を持ってましたら紹介してください。

**(水道) 総務課長**

旧給水条例第8条ですが、「給水装置工事の設計及び施工は、申込みにより市が行う。ただし、管理者が必要であると認めるときは、管理者が認めたものに設計及び施工させることができる。」で、第9条は「給水装置の構造

及び材質は、管理者が別に定める基準に適合しなければならない。」です。

#### 古沢委員

現在の水道事業給水条例も、基本的にはこの旧条例と組立ては同じです。ただ、水道法第16条の2第1項の指定した者が施工するというので、旧条例と多少変わっておりますが、いずれにしても、水道を引きたいと申し込んで、それを受けて、市が設計して施工をする。その給水装置が、実は鉛管で、人体被害、健康被害があるから更新しなければいけない。

とりあえず、更新するまでは、蛇口をひねって少し流してから飲んでくださいという状況で、更新時は自己負担で頼みますよというのは、今紹介していただいた条例の精神からいってもおかしくないですか。申込みを受けて、市が設計して施工した給水装置が、実は不都合で、それを交換しなければいけないというときに、あなたの負担ですよと、そういう取組方でよろしいのですか。

#### (水道)給水課長

当時、鉛管というのは、施工性がよくて、宅地内の配管に向いていたということで使用しておりました。当時の国の水質基準にも合っておりまして、使っていたものだと思います。

#### 古沢委員

それはわかるのですよ。しかし、それで設計をして施工をしたわけですから、現在の給水条例第12条ただし書き、これを適用させませんか。「工事費は、給水装置工事申込者の負担とする。」ですから、あなたの負担で直してくださいと。「ただし、管理者が特に必要であると認めるものについては、市がその一部、又は全部を負担することができる。」、これが現在の条例第12条ただし書きです。

これを適用して速やかに交換をする。既に交換をしている人との見合いで問題は生じる。それは検討すればいい話です。基本的な取組姿勢として、12条のただし書きを適用させるべきだと思うのですが、いかがですか。

#### (水道)給水課長

ただし書きの部分で、公道部分に属する給水装置の修繕、それについては適用しております。もう1点は、公益上、その他、特別な理由があると管理者が認めるとき、これにつきましては、給水管の公道部分の接続部と、それから給水管、これが重複していることがありますので、それを一本の基本管にまとめるのは、市で費用負担することになります。

#### 水道局長

今の件につきましては、私も随分憤慨しているのです。と申しますのは、昭和33年に水質基準が定められ、当時は、この場に専門職員もいますけれども、私がレクチャーを受けたのは、鉛は0.10という基準でした。ずっと、その基準で来ているわけです。皆さんにそれで水を飲んでいただくと。

ただ、小樽の場合は、昭和40年ころの改築、新築に伴いましたの給水管の工事については、ポリ管を使っていますので、40年以前の古い建物をご利用の方で、まだ鉛管を使用されているという点で、先ほどのケースはそのとおりだと思います。それがずっと使われてきまして、私も小樽生まれですから、その水を飲んできたと。そして平成5年に0.05になり、その後WHOで0.01という急な変化になっているというのが現状です。

今、古沢委員がお話のことは、私どもも厚生労働省に対して同じことを言っています。鉛管を認めているのは国だと。小樽市の条例だと先ほど話がありましたが、条例で認めているというよりは、水道管、装置等につきましては基準がございまして、国で定めるとなっています。それに準じて市もやっているという経緯がありますので、同じようなことを国にも要望しているのです。国の補助金を導入できないかと。

これに対しては、なかなか難しいと。それは、個人の所有にかかわるものについて、公共で負担するというのは大変難しいことではないか。これは、災害等でも同じようなことになるわけでございます。やはり、私ども公営企業は、市民全体の水道でありますので、料金を負担していただく中で、特定の方の、それも個人の財産に対して負担

をするということは、やはり大変難しいのだろうと思います。

そして、その12条に該当するものは公益的なもの、あるいは、先ほど給水課長から答弁したとおり、公道内で漏水等が発生し道路構造上で危ないなど、公共的な部分について水道局で負担をしています。

私も担当の方といろいろ話をしているのですが、配水管は公道にあり、そこから個人が管を引いています。公道内の部分、実はこれが一番お金がかかるのです。舗装していますから。この公道内の部分で、何とか給水管を取り替えたい、鉛管を取り替えたいという方のためには、引込み部分については、何とか水道局の方で、今の12条を適用して、一部負担ということで施工できないか検討しています。

それで、もう少し時間がかかります。それと、今、戸数を精査しなければなりません。精査した上で、これは水質試験所長からのレクチャーでございますが、鉛管問題につきましては、滞留水、一晩中滞留して朝一番に出す水に一番鉛が入っているということです。3メートル未満の鉛管では、実は0.01の基準にっていない。こういう他市の試験結果もございますので、私としては、水質試験所に、資料としてどのぐらいの鉛管の延長で影響が出るのかとか、こんなことも研究して、まだ2年間ありますので、もう少し時間をいただきながら、この対策を考えていきたいというふうに思っております。

#### 古沢委員

局長がおっしゃったのは、たしか条例の12条を受けた施行規則の中の主に1項の部分ですね。2項は、文字どおり本文の第12条のただし書き規定を適用させる上で、管理者の判断で、ある程度のことを言ったのでしょけれども、実際に適用させることを可能なのが2項だと思うのです。

もう一つは、個人の所有に係る財産だと言いつつ、昭和30年か35年かわかりませんが、自己負担で市に申し込んで設計をされ、そして施工されて給水装置を自分の財産として持った人ですよ。その人が、国なり市なり、いわば行政側の基準、扱いが変わって、それを取り替えなければいけないとなったときに、あなたの財産なのだから、個人負担でやりなさいというのは、話が違うのではないかと。どうですか。

#### 水道局長

先ほどお話し申し上げましたが、昭和40年以前の古い管ということで、その後、改築等された方は鉛管を自己の負担で直しているわけです。その方とどう違うのかと言われますと、私は答弁できません。そういうことで、その後、基準が変わったことによる影響ということでございますので、その辺は、今のただし書きを検討して、先ほど私が申し上げましたとおり、その取出管の部分水道局の負担とするような方法がとれないのだろうか、問題ないかどうかということを検討させています。やれるとすれば、その辺が精いっぱいなのかと思います。

#### 古沢委員

それは、公道にかかる施行規則の1項でしかやらないということです。2項に広げられないかという話です。

#### 水道局長

やはり、民地にかかる個人の財産の部分については難しいと。

#### 古沢委員

例えば私が昭和30代ぐらいの家に住んでいて、突然、水道局の担当職員が来られて、「実は、あなたのところの給水装置は不都合なのだ。すぐ取り替えてくれ。」と言われても、実は、担当職員の方と話したときに、いろいろそうやって説明したら、困るのだそうです。おじいさん、おばあさんになると、「わしは、80、90才までこの水を飲んで生きてきた。子供も孫もこの水を飲んで育ってきて何ともない。何故、今さら金を出して変えれと言うのだろう。迷惑な話だ。」と、これが正直な気持ちではないですか。

12条ただし書きを適用させる。一部もしくは全部を市が応援する。市が設計して施工した給水装置なのだから、当然、そういうことに道を開き、ぜひこれを取り替えてくださいと。子供、孫子の代に影響が及んでくるおそれがある話ですから。これが行政というか、検討する方向ではないですか。全く検討の余地はないのですか。

## 水道局長

検討しました結果でございます。

ただ、先ほど言いましたとおり、これからどういう世帯に鉛管が使用されているか調査を、先ほど工藤課長から答弁いたしました配水管整備が市内で始まります。それに相当の鉛管がついているというか、この配水管整備の中で取りつけた部分については、整備することになっていますから、そうすると距離的にそんなに高負担になるということではないのだろうと思うのです。

積算してみなければわかりませんが、何10メートルも鉛管が入っている住宅というのは、もうないのではないかと推定しています。ほとんど中央部でございます。ですから、いわゆる長屋形式等の古い家がございます、そういうところの3メートル未満の管が、大部分を占めているのではないかというふうに予測しております。

これは、今、給水課長の方でいろいろと調査をしています。ですから、工事費も、そんなに高負担になるのかどうか。この辺も試算して、やはり、先ほど言いましたとおり、戸別に訪問して指導するときに、いくらぐらいの経費がかかるということもお話し申し上げないと、取り替えるというのも大変無理な話です。その辺も、まだ2年ございますので、もう少し時間をいただきたいということをお願いしております。

## 古沢委員

最後になりますが、ここでやりとりしても、これ以上進まないでしょうから、私は私で、市民の皆さんと、この問題の解決はどうあったらいいのかということとさらに意見を聞いたり、いろいろしようとは思っています。

水道局でも、この問題は、交換をしていくという取組を本格的にするに当たって、なお、研究、検討を進めていただきたいという要望で、私の質問は終わりたいと思います。

## 委員長

共産党の質疑を終結し、自由民主党に移します。

---

## 松本（光）委員

### 当別ダムの見直しについて

水道局にお伺いをします。

鉛管は、前回の委員会で指摘をさせていただきましたので、今回は鉛管ではなくて、先ほど、水道局から石狩西部広域水道企業団の平成12年度決算報告というものがありません。

昨年の1定ですか、札幌市が当別ダムからの受水を大幅に減量するという考えを明らかにしましたので、私は、関係市町の負担割合はどうなるのかという質問をさせていただきました。関連して、昨年の第3回定例会の常任委員会で当別ダムの見直しの報告というものがありませんでしたが、今年も3定になりましたので、あれからちょうど1年経過しましたので、その後どのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

### （水道）工務課長

当別ダムにつきましては、新聞で何回か報道がございましたが、昨年10月、北海道が実施する事業の政策評価、従来の「時のアセス」なのですが、公共事業地区別評価専門委員会におきまして、141事業のうち当別ダムを含む2事業が再検討となっております。

今年1月になりまして、北海道は当別ダムの再検討と、平成9年の河川法変更に基づく当別川全体の河川整備計画の策定を目指しまして、当別川河川整備計画検討委員会を設置してございます。6月までに4回の委員会が開催されておりまして、この間、4月24日から5月23日まで、1カ月間の縦覧が行われまして、住民の意見を聞くなどして、当別ダムの建設を盛り込んだ当別川河川整備計画の素案が完成してございます。この素案の完成後の6月、先ほど申し上げました道の環境アセス、時のアセスにかかわる公共事業地区別評価専門委員会が開かれ、検討委員会でまとめました縮小案で事業計画が了承されてございます。

**松本（光）委員**

縮小案ということでございますけれども、その規模はどの程度になっておりますか。

**（水道）工務課長**

縮小案のダム規模についてであります。当初計画では、石狩西部広域水道企業団の水源であります当別ダムにおきまして、1日当たり約22万トンの水量確保となっておりますが、今回の水源水量の見直しに伴い、札幌市等の水量変更に伴い、水源確保量は2分の1の約11万トンとなっております。

このことからダム計画は縮小されまして、堤高が55.7メートルから52.7メートルと3メートルの減、総貯水量は9,180万立方メートルから7,840万立方メートルと1,340万立方メートルの減となっております。

**松本（光）委員**

ダムの高さが変更された、55.7から52.7ですか。ダムの変更で規模が縮小になっているのですけれども、事業費はどのようになっていますか。

**（水道）工務課長**

事業費につきましては、当初650億円から今回723億円と73億円の増となっております。これに伴いますダムに対する水道の負担率でございますが、これは企業団が作成するものでございますけれども、当初の35パーセントが29.8パーセントと3.2パーセントの減となっております。

**松本（光）委員**

ダムが縮小しているのに、事業費は逆に650億から723億で、73億も高くなっている。どうしてでしょうか。

**（水道）工務課長**

ダム当初計画は平成元年度の単価で積算されてございまして、今回は平成13年度の単価で積算されておりますので、13年間の物価上昇です。それから、ほとんどが終了してございます用地補償費の増、これが主な要因と北海道から伺ってございます。

**松本（光）委員**

事業費が73億高くなっている。それなのに、先ほどの負担率は3.2パーセント減少している。企業団の負担はどのようになっていますでしょうか。

**（水道）工務課長**

当初計画650億円に対する水源確保量は約22万トンでございますが、このときの水道負担率は35パーセント、このときの負担金は227億5,000万円になりました。今回の見直しによる723億円に対する水源確保量約11万トン、この水道負担率は29.8パーセント、負担金は215億4,540万円で、事業費は上がったものの、水道負担率が3.2ポイント下がりましたので、12億460万円の減となっております。

**松本（光）委員**

当別ダムに対する企業団の負担が12億460万円安くなったということで大変結構なことですが、各構成団体のそれぞれの負担はどのような割合ですか。

**（水道）工務課長**

今回の変更は、札幌市の水量見直しがダム規模に影響を与え、他構成団体の出資金などに影響を与えることになるため、札幌市では、この影響額については、他構成団体の不利益にならないよう誠意をもって対応したい、こういうふうに向ってございます。

今回、ダム事業費の確定に伴い、今後、協議が進みまして各構成団体の負担が明らかになる、そういうふうを考えてございます。

**松本（光）委員**

それでは、これから明らかになるということですが、当別ダムの計画にかかわる今後のスケジュール、ま

た、この完成目途はどのようになりますか。

**(水道)工務課長**

先ほど説明をいたしました当別川河川整備計画が国土交通省から認可を受けますと、ダム建設基本協定変更にかかわる北海道と企業団との協議、また、水道取水量減に伴う、河川管理者と企業団の水利権変更にかかわる協議を受けて、北海道が国に対しては、当別ダムの全体計画変更の申請手続行為を行います。これにあわせて、企業団といたしましては水利権変更の申請手続を行う、こういう予定と伺ってございます。

当別ダム完成予定でございますが、当初平成18年度と言われてございましたが、建設工期につきましても、6年遅れの平成24年度完成でございます。

**松本(光)委員**

平成18年が平成24年ということで、6年の大幅な遅れですね。石狩湾新港工業地域に対する企業誘致にもいろいろ影響があると思いますので、今後も円滑に事業を進めていただきたいということを要望いたします。

**水道局長**

今、当別ダムの関係の質問がございました。実はダムのほかに、各構成団体の負担につきましても、肝心のいわゆる水道施設、浄水場等の問題がございました。札幌市の水量が落ちたことによる浄水場施設の負担がどうなるか、この辺も今、各構成団体で一生懸命検討しているところでございまして、それらの結果が出てくれば、また委員の皆様方にご報告申し上げなければならないというふうに思っております。

企業団の方としては、早く構成団体の負担割合が決まるように、今、私ども事務方を含めて、熱心に負担割合の調査、検討をしているという状況でございます。

**松本(光)委員**

**銭函地区の街路事業について**

ただいま和宇尻中央通線、銭函新通線、礼文塚通線の3線が同時に進められておりますけれども、この3線のそれぞれの用地取得と工事状況はそれぞれ何パーセントか。事業費ベースではなくて路線延長距離で、工事なら予算がついて、工事にかかっているところまで何パーセントいつているのか。用地取得は、予算がついて交渉しているところまでは、現段階では何パーセントか。路線延長距離でパーセンテージをお知らせいただきたい。

**(土木)用地対策室・佐藤主幹**

銭函3線の用地取得に伴う状況について、ご説明申し上げたいと思います。

銭函新通でございますが、本年度は、用地取得については5件の860平方メートルを予定してございまして、そのうち2件が公社からの買戻しということになっております。3件につきましては、既に用地は完了してございまして、公社も取得する予定でございますので、用地取得については100パーセント完了しております。

それから礼文塚通でございますが、本年度は28件の用地取得を予定してまして、面積にしますと5,620平方メートルです。現在、契約済はゼロでございますけれども、70パーセントほどの関係者と交渉を進めて、おおむね、よい感触を得てございまして、今年度5,620平方メートルは完了するものと計画してございます。これが取得されますと、用地取得は60パーセントほどの進捗状況になります。

次に、和宇尻中央通でございますが、本年度の予定としましては、用地取得8件で6,524平方メートルほどを予定してございます。うち公社の買戻しは3件でございますが、そのうち公社を含めまして、7件の権利者、それから公社の了解をとりまして、4,704平方メートルの取得又は取得予定でございます。

1件、実名で申しわけございませんが、JRが一部残ってございます。これはもう少し精力的に交渉を重ねていきたいと思っておりますが、まだ不確定要素もございまして、そういった形の中でいきますと、進捗率は今80パーセントほどでございます。

ただ、平成14年度に5件の用地取得を予定してございまして、現在、予算の調整をいたしまして、何とかこの部

分も取得できないかということで、この5件についても精力的に交渉に入ってございまして、おおむね、これも今年度を買っていけるのかなというふうに考えてございます。これを買えれば、用地補償につきましては100パーセント完了してくるということでございます。

**(土木)建設課長**

工事の進捗状況でございますけれども、銭函新通につきましては、全体延長が460メートル、現在、工事中が135メートルということで、工事の進捗率は29パーセントということになってございます。

礼文塚通につきましては、工事の予定はもちろんございません。

和宇尻中央通ですけれども、事業認可の全体延長が780メートル、このうち、昨年に80メートルの整備をやってございまして、今年度につきましては、現時点では305メートルの区間で工事を実施中ということで、昨年度と合わせますと、全体で49パーセントの工事実施状況ということになります。

**松本(光)委員**

今言ったのは、礼文塚通と和宇尻中央通と逆ではないのですか。和宇尻中央通はゼロですか。今言ったのは逆だったね。礼文塚の方が後から言ったよ。逆に言わなかったですか。いいです。わかりました。

それで、当初の完成目途というのがそれぞれあったと思うのですけれども、当初の目途と、現時点で当初の予定どおりいくのか、ずれ込むなら、どの程度ずれ込むのか、最終的に完成の目処はどの程度になりますか。

**(土木)建設課長**

まず、当初の完成目標ということですが、銭函新通は平成13年度、本年度の完成予定でございます。それから、礼文塚通は平成15年度、和宇尻中央通は平成14年度でございます。

見通してございますけれども、銭函新通につきましては、先ほど用地買収の部分は、ほぼ全部終わるということがございましたけれども、道路本体にかかわるものとは別に、なかなか地元の理解が得られない部分、あるいは雨水枘の確保の関係で、ルート最終決定ができないという状況にございまして、さらに、国道との取り付け部分について、今の時点での交通渋滞の影響を見ながら、果たして全部一気にやるべきなのかどうか、実は内部的にも検討の余地があるということで考えてございます。

銭函新通の地域の方々がお住まいになっている部分については、今年度内に全体を完成させたいということで進めてございますけれども、路線全体としての完成は、場合によっては、先送りになるというような状況も少しずつ出てきております。

礼文塚通につきましては、用地交渉が60パーセント程度進んでいるのですけれども、そういった状況ですので、今のところ平成15年度の目標というのは特に変えてございません。

和宇尻中央通につきましても、平成14年度の目標を変えていませんが、今までの用地交渉等の状況を見ますと、厳しい条件が示される場合も多くなっている現状ですので、今後どうなっていくかということもあり、今時点で、間違いなく14年度にできるという保証をする状況には至っていないという印象を持っています。

**松本(光)委員**

工事関係については大体わかりました。用地取得ですが、今伺っただけでも、土地開発公社が関与しているところが何件か出ておりました。

平成12年度の各3路線で、土地開発公社が関与したのは、それぞれ用地取得で何件ずつありますか。

**(土木)用地対策室・佐藤主幹**

12年度の公社買戻し関係でございますけれども、銭函新通につきましては1件の237平方メートル、和宇尻中央通が8件の2,354平方メートル、幸線が3件の796.2平方メートルでございます。

**松本(光)委員**

幸線は聞いていなかったのですけれども、和宇尻にしる銭函にしる礼文塚にしる、あの辺は1平方メートル当た

り3万円程度が常識的な価格で、坪10万円前後かということなのです。

銭函新通は、土地開発公社が1件に關与したということで、用地取得費は、12年度は1平方メートル当たり10万円ぐらいになっているのです。坪にしたら30万円以上にもなるのです。他に支障物件移転補償費8件が出ている。

和宇尻中央通は8件も關与しているけれども、1平方メートル当たり3万円ぐらいで坪10万円程、礼文塚もそのぐらいです。

そうすると、銭函新通だけ30数万円にもなるかということですが、土地開発公社が關与したら、建物から何から全部入れて一括買い上げるので、この土地代に入ってしまう契約のようです。銭函新通は、12年度は1件しかないのに、坪30万円以上にもなるのですが、決算書だけ見ても、我々は、どうしてこういう計算になるのかわからないのですけれども、わかりやすく説明してください。

#### **(土木)用地対策室・堤主幹**

委員がご指摘のとおりで、銭函新通につきましては、1件用地取得してございます。

その中に、11年度に先行取得していただいた建物の物件補償、それと残地補償が一部入っていますけれども、そういった部分で、土地取得に対してその部分が上乗せされてございまして、割り返すと坪30万円ほどという形になるわけです。

用地取得だけですと、取得したのは1平方メートル当たり4万円ほどでございますが、物件を含めて取得してございまして、そういう形になります。

#### **松本(光)委員**

平成9年度の3定でも私は申し上げたのです。平成8年度の決算でも、銭函新通はこのような状況になっております。土地取得単価が必要以上に高いという印象を、決算書だけ見たら、すごく高い印象になってしまう。

「何かの、やりくりの温床になりかねないということで、補償費を按分して表示するとか、詳細な説明を議会に対して行う必要があるのではないか。」と申し上げましたら、「今後、このような事例につきましては、用地取得費の中の土地代が明確にわかるような説明書きをするなど、適切に対応していかなければならないと思います。」という答弁があるのです。

4年経過しましたがけれども、また、こういう感じでさっぱり数字を見ただけではわからないものですから、これはこういう方法しかできないのでしょうか。

#### **(土木)管理課長**

決算の説明ということで、議員からは、平成9年ということで以前からご指摘を受けていた中で、土木部も財政当局と相談しながら進めた経過がございますけれども、土木が關連する事業の中で雛形的な形で説明をつくってございましたので、そのまま安易に経過したのかなど。そういうことがございますけれども、ただ、議員がご指摘のように、市民に疑念を抱かれるようなことではうまくないということで、個別に説明できて、決算書の内訳にのせられるものについては、載せていきたいという取組方を考えております。

ただ、今年度、要するに12年度決算は、間もなく始まるわけですけれども、その中では、私どもも、説明書の記載の仕方について、従前、委員からご指摘を受けたようなやり方を失念していた部分がありまして、委員のご指摘どおり、ご満足がいけない部分も多々あったらうと思いますが、お許し願いたいと思います。

#### **松本(光)委員**

わかりやすくできるものでしたら、していただきたいと思いますので、最後に、部長から答弁いただきまして、質問を終わります。

#### **土木部長**

今、管理課長からお答えしましたように、ぜひ、していかねばならないと思います。過去には、1件だけの場合、予算の場合なのですけれども、1件しかないと、予算書が金額を出してしまうと、補償費、用地費が権利者

にわかって交渉に支障があるというような、そんなこともあったという経過がありますけれども、委員がご指摘の部分はそのこととは違いますので、徹底させます。

**委員長**

自由民主党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

-----  
**松本（聖）委員**

**鉛給水管について**

まずは、話題となっております水道の給水装置、鉛管についてお尋ねしたいのですが、鉛が人体に与える影響と  
いいですか、これは、基本的にどういったものがあるのかからお尋ねをしたいのです。

**（水道）水質試験所長**

鉛の有害試験でございますけれども、鉛の毒性につきましても、摂取量と血液中の鉛濃度によって各種検査をや  
っています。血液中の鉛濃度が40マイクロから50マイクロ、それを超えると慢性中毒みたいなものを起こし、神経  
障害、腎臓障害を起こすと言われております。

**松本（聖）委員**

40マイクログラムから50マイクログラムというのはどのくらいの量になるのか、ちょっと想像はつかないのです  
が、今、鉛管を利用しておられる市民の方の鉛の血中濃度というのは、一体どのくらいあるのか。

それと、我々はポリ管を使った水道水を飲んでいますが、こういった方と、どれだけ違うのかというのは把握し  
ておられますか。

**（水道）水質試験所長**

日本は、OECD、経済協力開発機構に加盟しておりまして、その30カ国で各国の血液中の鉛濃度の調査をやっ  
ています。その中で日本は3マイクログラム/デシリットルであり、30マイクロ以下ですから、1億分の3グラム  
ですか。そういうことで、日本は調査国中で一番濃度の低い国の一つとされてございます。

そして、これは年々減少傾向にあります。それで、今、鉛管を使っているところと、使っていないところの血中  
の鉛濃度はどうかという質問ですが、検査をしておりませんので、ちょっとわかりません。

**松本（聖）委員**

すなわち、健康に害のある40マイクログラム/デシリットルないし60マイクログラム/デシリットル、この数値  
にほど遠い現状があるわけですね。鉛管を使っている家庭にお住まいの方の、血液の検査というのはしておられ  
ないわけですね。どれだけの数字になっているかというのは把握していないから、それが直ちに健康に害があるの  
ということは、皆さんは言えないと思うのだけれども、調査をする気はないですか。

**（水道）水質試験所長**

現在の水質基準の0.05というのは、血中の鉛濃度が1リットル中100マイクロを超えない濃度で測定されます。し  
たがいて、鉛管を使って、一時的に0.05を超えるようなものを摂取したとしても、年間の平均値で0.05ミ  
リグラム/リッターを超えなければ人体には影響はないと言われております。

**松本（聖）委員**

基本的なことなのですが、この鉛というのは人体に蓄積されることはないのですか。

**（水道）水質試験所長**

鉛は人体に蓄積されます。その80%以上は骨に蓄積されると言われております。

**松本（聖）委員**

古い家にお住まいの方は、お年寄りが多いとは思いますが、当然、長年、何十年間もその水をお飲みになられ  
ているわけですね。それで、健康被害があるか調べていない。一体どうということなのでしょうか。

あなた方の責任で設置している水道に対して、これが健康に害があるのだということが明らかにわかっているのに、調査すらしないで、共産党の古沢委員から指摘があったように、費用の負担もしない。市民の健康は、調べもしなければ、放ったらかしで、わしゃ知らぬと言っているのが水道局に見えるのです。

#### 水道局長

誤解のないようにお話しさせていただきます。

新基準になるのは平成15年からであろうと、これは厚生労働省のお話でございまして、今の基準、つまり0.1の部分は十分問題ない、0.05もほぼ問題ない、こういうことでございますから、今のところ、鉛管を使用することにより、人体はもちろん、その鉛管の水道を飲むことでの影響があるとは考えてございません。

もう一つ、大事なことがございます。私が聞いたところによると、やはり乳幼児が一番危ないと申しますか、そういう影響があるというお話ですが、今の基準の0.05でいって、水道の影響は、実は全体の鉛摂取量のうちの3割程度で、6割から7割はほかの食べ物、ごく普通の食べ物の中に鉛が入っているという状況でして、鉛は水道の鉛管から全部を摂取するものではないということは、ご理解をいただきたいと思えます。

#### 松本（聖）委員

鉛が人体に及ぼす影響などということは、十分承知の上で話しているわけですから、長期間、その水を飲んで、これからも飲み続けるであろう状態が、昭和初期に建てた家に、鉛管を使った家に住んでいるおばあちゃんは、今70歳で、もう20年生きたとして、都合90年間その水を飲み続けることによって、どういう影響が体にあったのか、調べていないわけでしょう。

こうであろうと予測されると。水道水からとる鉛の量はこれだけだから、この人の体の中はこれだけの量の鉛しかありませんと、予測してしゃべっているわけですね。調べて言っているのならわかりますよ。ずっと飲んでいたけれども、これしかなかった。だから、今後も安心なのだと。それは説得力があるけれども、調べてもないことを何で言えるのか。

#### （水道）水質試験所長

水質基準ですけれども、70歳まで、毎日2リットルずつ、0.05ミリグラム/リッターの水を飲み続けても、健康に影響はない濃度として水質基準を設定しております。

それから、局長が言いましたように、現在の水質基準で水道水からの摂取割合は、1歳から5歳の子供で34パーセントです。そして、成人では10パーセント未満とされています。ですから、水道水からの鉛の摂取割合というのは大変少ないわけございまして、食物から80パーセント以上です。

ちなみに、マグロは1キログラム当たり300マイクログラムぐらい入っておりますし、カボチャに至っては300マイクログラム以上を超えております。ですから、その大部分は食べ物からの摂取であろうと考えております。水道水もあります、10パーセント未満でありますから、その割合は小さいものです。

けれども、鉛は蓄積性があるということで、人為的にその削減を可能にできるのは水道水だけしかありません。食べ物を選ぶわけにはいきませんので、それで水質基準を厳しくしようということになっております。

#### 松本（聖）委員

だから、僕が言うのは、水道屋に水の検査の話をしているのではなくて、水道屋に人体検査の話をしているのです。本末転倒で、こんなものは保健所に言えば済む話なのだけれども、水道局の、要するに給水をするという責任のもとに、水道局において健康調査はしないのですかという話をしているので、マグロからとる鉛の量が多いなんて知っていますよ。マグロが大好きなすし屋のおやじははげているじゃないですか。あんなものは、鉛中毒なのはわかり切った話です。いいですか。そんなことはわかっているの。だから、検査はしないのかと聞いているの。

#### 水道局長

先ほどからお答えしていますが、新しい基準は平成15年から適用される予定というふうになっています。現基準

では0.05でございますから、その基準を超えているということは、ほとんどないだろうということをお話しさせていただきました。

それから、人体の影響を調べるということでございます。これにつきましては、厚生労働省の方に、そういうものがあるのかどうか。これは、委員のせっかくのご質問でございますので、私の方で問い合わせをしてみたいというふうに思います。

#### **松本（聖）委員**

厚生労働省が小樽市の水道をつくっているわけではないのです。皆さんの判断で、保健所と連携して検査をしてみたらどうなのか。そんな大して金がかかる話ではない。水道の管を取り替えるよりずっと安いのですから、それで大丈夫だったら、放ったらかしておいてもいいと言えいいじゃないですか。

#### **水道局長**

そういうことではないと思います。新基準では、平成15年から、水道の鉛管の基準が0.01、鉛は0.01になるのだということになります。そうすれば、やはり0.01を超えていると、水道水としてはまずいということですから、それは基準を超えないように指導をしなければならないのが、水道局の役割だというふうに思っています。

#### **松本（聖）委員**

指導するのはわかります。あと何年生きるかわからないというお年寄りが、わざわざ自分の負担で、今まで「おいしい」と言って飲んでいた小樽の水です。わざわざ何万円もかけて、工事するとは思われなんでしょう。飲み続けても害がないということを言わなければならないでしょう。市はその水を配っているわけですからね。

そのためにも、平成15年になったらやればいいじゃないですか。今できないと言うのだったら。健康の管理をした上で、あなた方は自己負担したくないのだったら、「やらなくても大丈夫なのだよ。これを飲み続けても平気なのだ。」ということを書いてやらなければならないのじゃないですか。それがいいとは思いませんけれどもね。

しかし、工事の負担はしません。これは健康に害がないのですと言い張る。害はないのだろうけれども、そういう状況なのだから、きちんとした健康管理をした上で、そういう主張をなさったらいかがですか。

#### **水道局長**

実は、小樽だけの問題ではなくて、全国的な問題でもあります。日本水道協会というところで、この鉛管の問題については、平成15年度まで、あと2年ぐらいありますけれども、市民、利用者への広報と申しますか、指導をどういうふうにしていったらいいかということについて、今いろいろと検討をしています。

全部を更新する必要があるのか。松本委員がおっしゃる通り、私もお答弁申し上げましたが、鉛管の延長距離、鉛管を使っているからすべてということではなくて、鉛管の延長距離によって、影響があるのかないのか。つまり0.01の部分を超えるか超えないかということ、これもうちの方で分析する必要があると思います。

ですから、個別のケースがいろいろございます。まだ2年ございますので、その中で、鉛管を使用しているそれぞれの世帯で、更新してくれるという方がいらっしゃるかもしれません。できないという方であれば、しなくても何かいい手だてがないのか。その辺もこれから検討しながら、各戸ごとに指導していきたいと考えています。

#### **松本（聖）委員**

健康に関しては、調査いただける、ご検討いただけるということで、保健所とも相談をしまして、再度、お伺いをしてみたいと思っております。

#### **市の公園づくりについて**

土木部にお尋ねをいたします。

一般質問で、公園づくりのコンセプトなどという、漠とした質問をさせていただきました。その回答の中に、少子高齢化時代を迎えて、ニーズは多様化していると言い切っているわけです。ニーズ、すなわち市民の要望であります。具体的にどういう要望があったのか、教えてください。

**(土木)公園課長**

今、街区公園から総合公園まで多様な公園がございます。その中で、現在言われております少子高齢化時代について、児童公園という形で街区公園が言われておりましたときは、子供さん方がたくさんいて、大いに遊んでおりました。ここに来て少子高齢化の時代になりまして、やはり、子供とおじいちゃん、おばあちゃんが一緒に遊べるような公園をつくっていかねばならないと、当初は、最先端の遊具という形で設置をしておりましたが、これからは、そういうお年寄りが増えてくるのに対して、どのようなものを設置したらよいか、また、どんな広場なりをつくっていったらよいかという観点でございます。

**松本(聖)委員**

それは、具体的にどういう要望があったのですかと聞いているのですが、具体的に。

**(土木)公園課長**

お年寄りは、やはりゲートボールが一番多いです。要するに、グラウンドを広く使って運動をやりたい、そういうのが一番多い要望でございます。子供さん方はやはり遊具施設と。ただ、遊具施設でも、昔で言う三種の神器、ブランコ、砂場とかというのではなくて、今は一つになった複合遊具というのがございます。それに乗って遊びたいというような希望が多くございます。

**松本(聖)委員**

そのニーズが多様化しているということから、休息と修景、遊びと交流を重点とすること、個性的で多くの市民に利用される公園づくりというのが、よくわからないのですけれども、これを説明していただけますか。個性的で多くの市民に利用される公園というところです。

**(土木)公園課長**

やはり、公園の第一観点と申しますか、人が来ない公園をつくっても意味がないと思います。それであれば、いろいろな市民要望、その多いものをつくっていかうではないかと。それでも、たくさんの種類がございます。ただ、街区公園等は、小樽は古くからのまちですので、大きい公園用地というのはなかなかとれません。

そうなるかと、狭い敷地の中でいかに有効なものをつくれるかということになりますと、大変難しい問題がございます。その中でどういうものかということに絞りますと、どうしてもベンチとか木を植えて修景、休息、それと遊具というのが今後の公園には、今までの観点を大きく変えなくても、そういうのが第一の目標ではないかと。そういうようなことで、市長がご答弁をしたというふうに考えています。

**松本(聖)委員**

今おっしゃったことに関連しているのですけれども、市長の答弁でもう一つこんなものがあります。「地区・地形及び自然を生かし、お年寄りや子供たち、また障害者の方にも参加していただけるユニバーサルデザインを積極的に取り入れ」と。

さっぱり意味がわからないのです。格好いいのです。文章としては、とっても格好いいのだけれども、「地区・地形、自然を生かし」というのは、山、坂、でこぼこ、木を生かしという意味ですね。「お年寄りや子供たち、また障害者の方にも参加していただける」、ここに矛盾するところがありまして、山、坂、でこぼこ、これは障害者の方には、非常な障害になるわけですね。子供たちは、やはりこういうところで転がって遊んで歩く、これは喜ぶわけです。

これは相反するものを、今おっしゃられた狭い街区公園、近隣公園と言うのですか。そういったところに全部取り入れる、いわゆるユニバーサルデザインを積極的に取り入れる、それは不可能に近いようなことを3行、4行に渡って書いてあるのですよ。こういうものはできるのですか。これは難しいような気もする。

**(土木)公園課長**

言葉足らずのところがあったとは思っております。やはり、ユニバーサルデザイン、今はバリアフリーというふ

うに申しますけれども、それを進化させまして、いろいろな障害者の方に利用していただくというのがユニバーサルデザインの観点でございますけれども、やはりそうなりますと、少し大き目の公園、近隣公園以上の公園になるのではないかなど。街区公園でも、段差をなくしたり、いろいろなものを設置することはできますが、ある程度の面積がまとまらなければ、ユニバーサルデザインを入れてもなかなか難しい問題もあります。

それでも、今後、それではどういうものに注目していったらいいだろうかということで、そういうようなお答えということになりました。

#### **松本（聖）委員**

僕は、障害者やお年寄りの方を排除しろという気持ちは全くないのです。一緒にコミュニティの中で仲よく生活したい。これは当たり前の話なのですが、全部が丸く収まるというか、八方美人みたいな、幕の内弁当みたいな公園が果たしていいのか疑問に思うのです。目的が特化していても、それはいいのかという気がします。

その辺も考慮に入れて、こういうユニバーサルデザインだとか、みんなが喜ぶなんていうコンセプトにすると、本当に金太郎飴みたいな公園が街中にできますので、その辺も考慮した上で、これからの計画を立てていただきたい。そういうことをやっているから、つまらない公園ばかりになってしまうのだと思う。いかがでしょうか。

#### **土木部長**

前段の質問にありました個性的ということで、二つほど提示しました。それと同じことで、後段の地形、自然、お年寄りと子供、障害者とたくさん並べていますけれども、これらの機能を全部集積させるということではなく、前段で個性的と言っている部分を受けて聞いていただきたいのです。

こういうものを、たとえばこの公園は地区特性として、老人や子供たちとの関係とかを見て、ここの公園はこういう特性、個性を持たせた整備をすべきではないか、そういう受け止め方でお聞きいただければご理解いただけると思います。

#### **松本（聖）委員**

済みません。文章の読解力が足りなかったようで、おわび申し上げる次第であります。

市民が望む姿というものを、きちんと今後の計画に反映していただきたいとお願いをしまして、別な質問をしたいと思います。

#### **除雪問題について**

この時期になりますと、除雪の話題でいっぱいになるわけです。委託することは結構、全部を業者任せにすることも大いに結構なのですが、今も委託しているわけです。非常に不愉快な思いをすることが多々あります。

業者の態度が悪い。言葉遣いや行動が悪い。空き缶を捨てる。たばこの吸い殻を家の前に捨てる。非常に態度が悪い。注意をすると、「うるさい。この野郎。」と夜中にどなる。どういうことなのでしょう。どういう教育をしているのか教えてください。

#### **（土木）土木事業所長**

今回、この見直しに当たって、町内会の役員の皆様方にもいろいろご説明した中で、今、委員がおっしゃられたような内容の点も我々は聞いてございます。これは、見直しに当たってという部分ではなくて、今までのそういう部分を含めて、この状況を改善しなければならないだろうということで、今、我々の方で考えておりますのは、オペレーターを全員集め、また、除雪関連業者の方と業務主任も含めて、いま一度、市民との接し方の基本をみんなで勉強すべきだろうということで、そのような接遇に対する講習会をやっていこうということで、今、計画をしているところでございます。

#### **松本（聖）委員**

ぜひともお願いしますよ。苦情を言って「うるせえ」と言われるのでは、文句も言えないですからね。結局、小樽市に直接電話をするしかなくなりますね。夜中にそんな電話をしたら、守衛は大変だから。今度はみんな任せて

しまうわけでしょう。皆さんは現場で管理できなくなりますよね。夜中にこそ帽子をかぶって見に行ったら、いらぬ小じゅうとの小言みたく見えてしまうから、それもできない。だったら、きちんとした教育を施して欲しい。言葉遣い一つでも、自分たちは公の仕事をしているのだという認識を持たせる教育を。

難しいでしょう。さげすんで言うわけではないですが、そういう教育を受けたことがない職種の方々だから、粗野で当たり前だと思う。でも、僕らにとってみると、それがすごく野蛮に見えてしまう。

くれぐれも、今後、市民からそういった苦情が出ないように、教育プログラムを組んでいただきたい。もう日数がないですね。除雪が始まるまで、あと2カ月ぐらいしかありませんから、その間のプログラムをつくってご提示いただきたい。

#### **土木部次長**

ただいまのご指摘は、こういった検討をする除雪業者の、いろいろな問題点の中の一つでございまして、住民説明会の中でも出されてきました。私は、この経験はまだ1年しかございませんけれども、昨年、職員が出てトラブル解決をするというのは、今ご指摘のような、業者と住民がトラブルたことが市に来て、大ごとになるというケースがかなりございました。

ですから、この改正、見直しについては、基本的には、公務員の業務を委託するのだという認識を持ってもらうことを中心にして、それと、自らの企業の名前自体も言えないという業者がいるのです。ですから、業者名とオペレーター名を書いた名札をつけさせて業務につかせる、こういう自己意識といいますか、そういうことを今回の中で行いたいと思います。

研修そのものは、委員がご指摘のように、11月の中頃から雪が降ってまいりますので、何とかそれまでに1回、予定されるオペレーターを全部集めまして、今、どういうものがあるのか、一般的な接遇訓練的な意味合いで、市の方で費用面も考えて検討しているのは、市職員の接遇訓練といいますか、接遇の研修をやっている外部講師を同じく呼んで数時間行うか、それに耐えられるかどうかですね。3、4時間も耐えられるかどうか、私どもは、かなり危くしていますけれども、住民に対する対応の仕方を第一義的に考えていきたいと思います。

基本的には、全体のフレームの中で、除雪のやり方、方法に対する苦情は業者が受け持つ。それから、除雪計画とか除雪のレベルの問題については、市が受け持つ。大枠としてはそういう考えです。業者に3回しか来ていないから、5回来いと言っても、基準は基準ですから業者は行きません。そのことについては、苦情として受けたら、私どもが、なぜ5回行けなくて3回しか行けないのか、こういうことのご説明はさせてもらうような仕組みでございまして、基本的に、苦情等の対応、除雪の仕方、雪の置き方、そういったことを含めて、直接的に住民に接する部分はオペレーターが第一線にありますので、今言ったように、当面はそこで研修をして、様子を見ながら、必要であれば再度ということも含めて考えながら当たりたいと思います。

#### **松本（聖）委員**

それは、市民はどうやって知るのですか。この部分は市に直接聞くのだ、これはオペレーターに聞くのだ、これはステーションに聞くのだというのは、だれが教えてくれるのですか。

#### **土木部次長**

12月号くらいになりますか、広報には今年の除雪体制の見直しをするということで、ステーションに直接電話をかけるように、ということを含めた詳細なものは出そうと思っています。また、前は14カ所で見直しの懇談会をやっていますので、大体そのぐらいを目処に、再度、11月から地域の除雪懇談会を、今度は一般市民の皆さんが来られる時間帯で6時半から7時ぐらいにセットして、見直しを含めた今年の除雪体制、要望、そういったものをお聞きする集会といいますか、そういうものを企画いたしますので、そういった中でお話をしたいと。

ただ、私どもの方に苦情が来て、「それは向こうだ。」という話にストレートになるか、事情を聞くなりということは、当面はせざるを得ないなど。昨日も部長がお話をしたのですけれども、一定程度こういった体制が定着を

していくということについては、私どもも、市長も2、3年はかかるだろうと思っています。過渡的な段階ですので、ぱったり線引きというのはかなり厳しい現状にあるかなという認識はしておりますので、弾力的な対応も考えてまいりたいというふうに思っております。

#### **松本（聖）委員**

苦情は年間でかなりの数があると思いますので、たらい回しにされたなどという印象を市民に与えることのないように、遺漏のない対応をぜひともお願いしたいと思います。

それと、教育プログラムを見せてください。それだけはお願ひしておきます。それが果たして耐えられるかどうかと言われると疑問だけれども、1回と言わず、2回でも3回でもきちんと開いて、どうせ彼らはなかなか集まってこないですから、「代表者が1人行けばいいや。」と、そう言っているのだから。多分、「講習会があるよ。」と言ったら、「そんなもの、1人行けばいい。みんなで行っても仕方ない。」と言っているのだから、そういうことのないようにきちっと指導してください。

#### **土木部次長**

基本的に、私どもがやると言っているのは、逆にやらせるという部分もあるのです。ですから、業者がこういった市の考え方に基づいて、自らのオペレーターに対して、私どもは、そういう苦情がある業者というのは、一定の段階で切っていくということも含めて、極端な話、意識は持っているのです。

ですから、毎年毎年、同じ苦情ばかり来る業者を、一定の資格があるからといって入れていいかと、この部分も議論しています。そういう職員を雇用しているのではなく、自らがそういう職員でないような形で、自社研修も含めてお願いするということと、先ほど来から言っているそういうレベルの講習、それからQ & Aなども考えてみたり、いろいろな方法を考えてみますので、一定程度、方向づけが整理されましたら、当面、何をやるのかについて、常任委員会にご報告するというような形をとっていきたいというふうに思います。

#### **松本（聖）委員**

この不景気で、除雪作業に依存している会社も相当ありますから、切られる会社もかわいそうなのです。

自社研修というのは、経営者の意識の問題で、社員がいくらそういうことを希望しても、経営者がそんなものに金を使わなかったら、もしくはそういう意識がなかったら、ないわけです。それで割を食うのは一般の社員です。

それで市から委託を切られたなどということのないように、市の責任においてというか、自社研修をしていただくのも、当たり前の話なのだけれども、市の指導でそういう研修会を組んで、業務委託の取消しなどという事態を招かないようにやっていただきたいと思います。

この不景気な世の中ですから、みんなぎりぎり仕事をしているわけですから、その辺の事情も酌んであげていただきたいとお願いして、終了いたします。

#### **委員長**

市民クラブの質疑を終結し、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時40分

#### **委員長**

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。公明党。

---

#### **高橋委員**

##### **水道の鉛管について**

私も鉛管について何点かお聞きしたいのですが、質問が重複していますので、簡単にしたいと思います。今、使用世帯の特定を急いでやっているということですが、これはいつごろ終わる予定ですか。

**(水道)給水課長**

一応、今年いっぱい把握したいと考えております。

**高橋委員**

一般世帯は、そういう形でやっていると思いますが、学校及び公共施設、これはどのようになっていますか。

**(水道)給水課長**

鉛の給水管の太さといいますか、13ミリとか20ミリとか細い管が主でありまして、学校等につきましては、鉛管は使用しておりません。

**高橋委員**

わかりました。他都市の状況、これはどのようになっていますか。

**(水道)給水課長**

道内では、8,624世帯で鉛製給水管を使用していて、小樽が一番多いという形になっております。

**高橋委員**

新聞によりますと、交換は、先ほどからの議論の中で、自己負担というお話になっております。新聞では、「原則」というのがついているのですが、この「原則」というのは何を指して原則と言っているのですか。

**(水道)給水課長**

先ほど言いましたように、公道部分の布設替えについては、各市とも水道局の方で負担しているところが多いと伺っております。宅地については個人負担という形で、「原則」ということで言っていると思います。

**高橋委員**

標準的な一般世帯でもし交換するとした場合に、おおよそどの位かかりますか。

**(水道)給水課長**

宅地内につきましては、いろいろ舗装されているとか、そのままの場合もありますけれども、通常の状態ですと、1メートル当たり1万円弱ぐらいすると踏んでおります。

**高橋委員**

そうすると、大体3万とか5万とか、低額というふうに考えていいですか。

**(水道)給水課長**

通常でありますと平均はそのぐらいだと思いますけれども、中には奥に引き込んだ家などがありますので、そうなると、延長数が長い分、布設替えにはお金がかかると思います。

**高橋委員**

それで、先ほど古沢委員も言うておりましたけれども、市の指導責任が全くないとは言えないのではないかと、うふうに私も思います。

先ほど局長も、あと2年あるので検討をしたいという旨の、検討とは言わなかったですか。そのようなお話があったと思うのですが、私も要望したいと思います、その点についてはいかがでしょうか。

**水道局長**

先ほど古沢委員からの質問がございましたが、全額を水道局が負担するということは、やはり、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、水道料金をいただいているという関係の中で、その料金の中から特定の個人の財産を全額負担することをご理解いただくのは、なかなか難しいというふうに思っています。

**高橋委員**

いずれにしても、何とか少しでも市民の皆さんに、納得するかどうかわかりませんが、歩み寄りの考え方も必要でないかなと思いますので、ぜひ検討方をお願いしたいと思います。

**除雪問題について**

除雪について何点が質問します。

現在の体制で、簡単でいいのですけれども、問題点を示していただきたいと思います。

**(土木) 土木事業所長**

今までの除雪体制での課題という観点でお話しさせていただきますと、やはり、共同企業体でやっている除雪のほかに、個々単体で受注している業者が数多くあります。そういう部分が、各エリア内の砂まきであるとか、排雪業者であるとか、業者が除排雪にかかわる業務を行っていて、その辺の十分な連携が必ずしも行き届いていなかったというところが大きな課題としてありました。

**高橋委員**

具体的に連携がうまくいっていなかったというのはどういうことでしょうか。

**(土木) 土木事業所長**

業者間で、例えば砂まきをやった後に除雪が入ったとかで、砂まきに出動していることが、各ステーションへの連絡として十分に行き届いていなかったという部分、そういうことが事例としてあるということです。

**高橋委員**

先ほど資料を出していただきましたけれども、資料2でいろいろ書いてあるわけです。市民の皆さんに、現体制と新しい体制では、こういうふうに変わりましたということを一言、二言で簡単に言うとなると、どういうふうになりますか。

**(土木) 土木事業所長**

新たな除雪体制はどのようになったのかと一言でお話ししますと、地域ごとに除排雪にかかわる業務を一括して共同企業体が行っていくというのが新しい体制でございます。

**高橋委員**

市民からは、まるっきり市が抜けてしまうのだというお話もあるので、その点はいかがですか。

**(土木) 土木事業所長**

市が抜けるということではございません。当然、市の発注する業務、市が行わなければならないものを民間の業者の方にやっていただくので、当然、市は発注責任もございまして、そういう部分で今までどおりのかかわりを持っていかなければならないというふうに思っております。

ただ、今までと違うのは、ステーションに市の人間が張りついていたということで、市の人間と業者の人間の動きで、一緒にやって重複している部分があったと。その部分を、市の役割、業者の役割、市民の役割という部分を明確化して、それぞれの役割分担においてそれをやっていく部分をはっきりさせる、こういうことが今回のねらいでございます。

**高橋委員**

委託業者については、一定の要件が必要だということですが、この一定の要件とは、どんな内容になりますか。

**(土木) 土木事業所長**

今後、共同企業体にかかわって除雪業務をやりたいという業者の要件でございますけれども、先ほどお話しさせていただきましたが、まずは小樽市の指名業者であるということと、今まで除排雪にかかわった経験のある業者、それと、今まで経験がなくても、公の道路で除雪を経験しているオペレーターがいる業者で、なおかつ、必要な機械を保有しているか、使用する権限を持っている業者であること。

あとは、業務責任者を配置していただくわけでございますけれども、その方の資格要件としては、除雪の経験がある者とか、土木工事の経験年数であるとか、主任技術者ぐらいの能力ということで、土木施工管理技師の資格を持っているとか、そういう要件が整っている業者ということでございます。

**高橋委員**

その要件の内容については、もう書面で業者の方に渡していますか。

**(土木) 土木事業所長**

実は、こういう変更の内容について、業者へのいろいろな概要の説明は、以前に意見は徴しておりますが、平成13年度の方向という部分が見えた段階で、明日、業者の方に再度集まっていただきまして、13年度の変更の内容の説明、それから応募用紙の説明、これを行ってまいりたいというふうに思っております。

**高橋委員**

昨日、予特の資料の中で、平成12年度の委託業者の一覧を出していただきましたけれども、これを見ますと、JVで6社ないし、一番多いところで7社になっているわけです。こういう組み合わせに関してはある程度業者に任せているのだというお話でしたけれども、新しく入ってくる業者も含めて、混乱はないのかなというふうに懸念しているのですが、その点はいかがですか。

**(土木) 土木事業所長**

まず、今までのJVの業者数としては、今、委員がおっしゃられたとおり、最低3社、一番多いところで7社という形になっています。そのほかに8社ぐらい、単体で砂まきであるとか、排雪であるとかを受けている業者が別にございます。トータルで大体25社が、今までの業者としてかかっていると。

今後、登録制を導入いたしますので、どれぐらいの応募が来るのか、まだ、未知数の部分がございますけれども、それらの業者の方々も、既存の業者でどのような話し合いがされるのかわかりませんが、民間でその部分がJVという形で結成されて市の方に届けられてくると思います。

**高橋委員**

もう一つ、業者で懸念されるのは、小樽市を分割するわけですね。その中で、こっちはいいけれども、こっちは悪くなったという格差が出ないのかなという心配があるのですが、その点はいかがですか。

**(土木) 土木事業所長**

地域間格差の部分も、今までは、連帯責任の中でいろいろと言われていた部分がございますけれども、今回、出動基準をわかりやすい表現に改めて、業者の方にきちんと説明が行われるわけでございまして、その辺は、今まで以上ということで、我々も地域間格差をなくそうと配慮していきたいと思っています。

また、市の監督の人間も、今度は事業所の方に皆詰めているわけでございますけれども、市内のパトロールという部分を強化しながら、なおかつ、地域間格差の是正に向けていきたいなというふうに思っております。

**高橋委員**

代表質問でも確認させていただきましたけれども、入札金額を算出する根拠として、仕様書ですとか、いろいろな書類、内容等を準備されていると思いますが、この説明をしたということですか。

**(土木) 土木事業所長**

積算の仕方についても、今回、大幅に変わりますので、明日の説明会の中で積算の考え方についてご説明しようと考えております。

**高橋委員**

この積算根拠で心配な点は、今までの実績がありますね。それを下回った場合、これはどう考えても割に合わないということが心配されるのですけれども、それはないですか。

**(土木) 土木事業所長**

今までの実績の金額を下回るとか、合わないというお話ですけれども、我々は、キロ当たり単価に移行するに当たって、今までは各路線ごとにどのぐらいの時間に入っているかという部分の調査と、それらは全市的な出動基準に照らしてどうだったのかという検証を行っておりますので、路線によっては多少の見直しもあります。

ですから、すべて今までどおりの金額になるかという部分については、なかなか全部同じになるということにも

なりませんし、そういうことは今の基準に合わせて単価をはじいておりますので、路線によってもいろいろな部分が出てきますので、ご質問の部分については、うちの方からまた中身についてご説明をしなければならないと思っております。

#### 高橋委員

土木工事では、やはり歩掛りを使うわけですね。それで、長年のデータの蓄積によって金額が算出されているというふうに認識しています。ただ、今回の場合、今年が初めてで新たなスタートとなると、やはり、毎年、定数の見直しだとかが増えてくるのではないかと思います。その点はいかがですか。

#### (土木) 土木事業所長

今、委員がおっしゃったとおり、過去のデータに基づいてキロ当たり単価というものを割り出していくという状況でございますので、今年の単価を出して、また1年振り返った部分でどうなのかという検証を、ある程度の年数、期間を置いてやり続けなければ、なかなかきちとした形にはならないと思っております。決めたものを、今後ずっと採用するというのではなくて、やはり、検証しなければならないと思っております。

#### 高橋委員

ぜひ、納得できるような数字をお願いしたいと思います。

次に、責任体制といいますか、管理体制の方ですけれども、昨日も質疑応答の中で、人的向上が大変必要なのだという部長のご答弁がありました。先ほど、松本(聖)委員の方からも大丈夫なのかと、そういう発言もありましたけれども、私も非常に心配をしている部分です。それに似たような業界にいましたので、簡単には変わらないのではないかとこのふうにも心配しているのですけれども、その点についてはどのように考えていますか。

#### 土木部次長

松本(聖)委員の方からのご質問にもお答えしましたけれども、すぐにきちとした形にはないだろうと。ただ、基本的な枠組みとか、物の考え方自体はきちと持って、業者指導といいますか、業者との関係についてきちとした関係を持ちたいと。

そういう意味では、行政サイドも、常駐はしないけれども、例えば、事業所とステーションとを機械で結んで、瞬時と言ったら語弊がありますが、インターネットで、こういう問題が発生したとか、そういった報告がお互いにやりとりできる、そういう機械化をする中で連携をとっていく。

それから、パトロールというのは、ただ単に委託した業務そのものが維持管理基準どおりにいっているかどうかという問題も含めてですけれども、市の責任として、やはり市内の除雪はどうなっているかということ全体を把握をしなければならない。市の責任をきちととっていくと。

そういう意味で、どこが違っているかということになると、1人が2人いた職員、これが事業所で一定程度監督をする。そして、当然、問題が発生すれば、その担当者は現地にも赴きます。そういうことの繰り返しの中で、市民にどういう対応をしたらいいのかということについて、マニュアルにない部分も含めて一定程度積上げをしながら、2、3年で一定の形づくりをしていければと思っております。

ご心配については、確かに、地域説明会をしたときにも、職員がいなくなるということに対する問題があるという指摘は受けましたけれども、我々は、除雪だけが問題ではなくて、土木事業所全体の業務の問題も含めて、そういう意味では、長期的な業務と人との関係も頭に置きながら、こういう冬場の業務の完全民営化にチャレンジしている部分もございます。

ですから、今年からすぐいこうと今ここで言われて、「任せてください」というところまでは、現状としての心配事がないわけではございませんので、長い目で、2、3年見ていただきたいと考えます。

#### 高橋委員

先ほども出ましたけれども、苦情、クレームの話です。これについては、業者に対しての市の評価、それからペ

ナルティー、そういう両面が必要でないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

#### 土木部次長

基本的に、どういう評価をするか、工事のように点数をつけるとか、そういったものは今のところは全く持ち合わせていませんけれども、先ほどご指摘を受けて、私がペナルティーの話をしたのは、それを目的とするのではなくて、毎年、そのような問題、特定の企業が、先ほどから申し上げているように、例えば、主催する研修にも、オペレーターも来なければ、自社の研修もしない。苦情だけはどんどん来るといような状況であれば、客観的に見て、やはり企業責任という意味でのペナルティーというのは、一般工事請負であっても一定の状況が起きた場合には指名停止にもなりましょうし、そういった状況はあり得るだろうということもございます。

自社が受け持った業務に対する社員の研修等々を怠って、市民トラブルをどんどん起こしていくという企業の体質も含めた改善をしてもらうには、一定のことも必要なということでございますので、入替えのたびに、毎年、あそこの企業は65点、片方は80点とかという点数をつけるつもりは現在は持ってございませんので、評価するところについては、私どもも全体を客観的に見る中では、当然、ここは優良な企業といたしますが、そういった意味ではよくやっていたいている企業である、これについては、内部的には一定の評価をしながら、ともかく、点数のつけ合いをするつもりは現状の中では予定はしてございません。

#### 高橋委員

育てていくという面でも、ある程度の評価は私は必要ではないかなというふうには思っています。

もう一つ、心配な点は、市の発注、公の仕事といっても、受けるのは民間の業者ですから、どうしても利益を追求するというギャップがあると思うのです。その面については、私は非常に心配しているのですけれども、いかがでしょうか。

#### 土木部次長

これは、やはり、オペレーターを含めた企業努力が含まれる部分でございまして、当然、私どもは、業務主任、副主任、事務員というJVの費用、経費その他については、積算の中に入れてございます。

問題は、今回は時間ではなくて、距離延長で価格、委託料を決めていくということで、ただやらんと、短時間でやり切っていく人と、そういった意味合いでは、かなり企業間格差は生まれる気がします。

ですから、育てるとい意味合いからいけば、今までは時間ですから、ずっと長くやっているとお金になるわけです。そこのところは技量がよくなくても、通常なら1時間だけれども、1時半かかったら1時間半分をいただけるというシステムがあるわけですから、そういう意味では、今回のシステムに変えるということは、企業自体が一定の企業努力というものを発揮することで、民間のもうけの部分と言ったら変ですが、その辺は企業努力という意味合いであるかなというふうには考えております。

#### 高橋委員

予算面なのですけれども、昨日の資料の中で、平成11年度の決算でいきますと、大体12億3,000万円、それで、ロードヒーティングにかかる光熱費2億3,000万円を引きますと、大体10億円前後が毎年かかると思います。この新しい体制、システムになって、この金額以内で収まるかどうかという予想はいかがでしょう。

#### 土木部次長

この件については、まだ具体的な細かい計算までは十分していませんけれども、私どもは、このままでは天井知らずにどんどん行く、という危機感を持っています。そして、このこと自体が除雪水準が上がっていくかどうかにも比例するかと、いろいろなシステムも含めて検討していかなければ、ロードヒーティングも含めて約11億にがしの額そのものを、水準的にも、財政的な部分としても守り切っていけないと。

これは別に水準を下げていくという意味ではなくて、いろいろなやり方、方法を変えることによって、水準は一定だけれども守りながらいける。こういう内部検討をして、現状でこういう方向性を考えたわけでございます。

やはり、これから降る量も当然ありますけれども、降る量と、増減2割の話もしていますから、減っても影響がない部分もございしますが、何とか、枠組みとしては、今までの一定の水準というものを中心にしながら除雪体制が整えられるかどうか。

必ずしも、除雪費というのは、除排雪費、ヒーティングばかりでなくて、そのほかに関係経費ということで、ブルドーザーにかかわる経費ですとか、古くなると維持費もかかるとか、こういう金が10万円、20万円の単位ではないわけです。除雪の場合は、やはり1,000万円から違うわけですよ。

古くなると、修繕費から、チェーン1個を買うにしても、3台分で1,000万円という単位でございしますから、そういう意味でのいわゆる管理経費なり、需要費的な経費というものを削減する中で、今申し上げた従来の予算水準といますか、そういう中で可能な限り除雪レベルは下げない。こういうことを検討したい。

問題は、あくまでも路線の格付けの話は、今、また別途検討して、全体の除雪体制の大枠の形というものはここ1、2年の中ですくらせていただきたいというふうに考えております。

**高橋委員**

今、小樽市で持っている機械がありますね。これはどのような扱いになりますか。

**(土木) 土木事業所長**

今までも同じでございしますけれども、ロータリーの貸与であるとか、その取扱いについて、平成12年度の取扱いと同じような形で考えております。

**高橋委員**

それともう一つは、残雪処理と申しますか、公園、広場、畑とか、大きな敷地の中にたくさん雪を押しつけたものは、公園をあけるにも雪割りをしなければならぬ。こういうことになるわけですがけれども、この点については、現状と新体制ではどれがどのように変わりますか。

**(土木) 土木事業所長**

今年の春、公園の部分でいろいろ問題になって、我々も課題だということにとらえております。どこの部分をまず、公園の部分も、空き地の部分も数多く利用させていただいております。

その部分で、地域的に、やはり、雪割りを急がなければならない事情、今これを整理してありまして、箇所、数の問題であるとか、公園の部分でも地域的にどういう部分がどういう状況で残るのかとか、方向とか、要するに日当り具合だとか、そういうことで解け具合が大分違うということを現実に体験しているところです。

そういう部分で、まずは全市的な部分でどのぐらいの数があるかということを押さえた中で、今回、どう組み込むのかという、まだ研究しているところがございしますので、その部分としては検討中ということを押さえていただきたいと思います。

**高橋委員**

これについては、予算化されるというか、こういう項目として挙げられるというふうに考えていいですか。

**(土木) 土木事業所長**

雪割りという形で、きちっとわかるようにやるのか、排雪という部分の中に入れるのか、そのことも含めて検討しているところでございます。

**高橋委員**

最後ですけれども、事故の問題が非常に心配されるところです。安全管理については、昨年もいろいろ検討されているというふうに思いますが、二度とあんな悲しい事故が起こらないように、安全管理については、十分検討、指導をしていただきたいと思います。こう思うわけですが、この点についてはいかがですか。

**(土木) 土木事業所長**

ああいうような問題が起きてから、対策としては、助手をきちんと乗せるだとか、事前のパトロールを徹底する

だとか、そういうような形をとっておりますので、その部分については、再度、今年の冬に入る前に全業者にそういうような注意を喚起していきたいと考えております。

**高橋委員**

最後に、意見と要望ですけれども、市民も業者も納得できる除雪体制を、ぜひここ数年で確立していただきたいというふうに要望しまして、終わります。

**委員長**

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。武井委員。

-----  
**武井委員**

**榎里沢踏切の拡幅改良方について**

5番目で、最後となりますと、重複するところが非常に多く、質問しようと思っていたところはみんな質問されてしまったのですが、その合い間を縫いながら質問をしていきたいと思っております。

まず一つは、陳情第21号と第52号の問題なのですが、私は、JRともいろいろと話し合いをしてきました。土木部の方も、それぞれの努力をされて、JR北海道保線担当部署の人たちとも十分話し合いをされたことは、この前にお伺いしております。

そこで、確認の意味も含めて、2、3点についてお伺いしたいと思います。

まず、榎里踏切、私は榎里踏切と呼ばせてもらいますけれども、この陳情です。JRと交渉したということは、先ほど言ったとおり、お伺いしておりますけれども、たしか踏切道だけの拡幅というのは認められないというふう聞き及んでいるのですが、そのニュアンスは。

**(土木)建設課長**

前後の道路が狭くて、踏切部分だけが広がると、どういう現象が起きるかということ、踏切内に進入する車で、結局、出る先が詰まってしまうわけです。それで、踏切内で列車事故に遭遇するということで、基本的に認められておりません。

**武井委員**

それから、踏切を拡幅する際は、立体交差が原則だというふうに私は伺っています。

しかし、やむを得ない場合は平面交差もあり、可能だと聞いておりますけれども、この可能の場合の条件、やむを得なくて、平面交差をしなければならない部分の条件というのは、どんなものがありますか。

**(土木)建設課長**

これは、道路構造令の中でも、踏切道の基準ということでうたわれておりますけれども、その踏切の前後30メートルの区間を2.5パーセント以下の勾配に抑え、かつ直線とするということが示されてございます。

**武井委員**

今のような勾配、2.5パーセントとか、30メートル区間は平坦だとすると、今のこのところは可能ですか。

**(土木)建設課長**

30メートルの区間を2.5パーセント以下にするということをそのまま現地に当てはめると、まず、海側の方はすぐに海岸が迫っていますから、その部分がきついと思われれます。

それから、山側の部分も、結局、現道をそういう形で切り下げるなり、勾配を緩やかにして持っていくと、あの道路は3メートル幅の60数メートルしかない道路で、すぐに現道に民家が迫っています。それもS字状に曲がっている道路なのです。あの辺の民家の移転なり、山の部分を大幅に開削して、完全に道路形態をすっかり変えない限りはできない。

ただ、変えるにしても、変えた後の道路の勾配が、恐らくは8パーセントを超えるような、10数パーセントとい

う勾配の道路になります。そうしますと、現実的な問題として、あの地形の中でどれだけの投資を行ってそういう工事をやる必要があるかと考えると、現実的には不可能ではないかというのが問題です。

**武井委員**

私も現地を見てきましたし、いろいろと調査もしましたが、踏切の拡幅には、あその場合は、ホームの一部を撤去しなければならないのではないかと思いますけれども、ホームの撤去は可能ですか。

**(土木)建設課長**

可能かどうかというのは、私は判断ができないわけですが、JRの見解は、まずホームは簡単に切るわけにはいかないということがあります。

仮に、踏切を拡幅して、それに支障のあるホームを切った場合には、それに代わるホームを反対側に延長しなければならない。それが、JRの駅本体との位置関係であるとか、あるいは、あその場合は、逆の反対側の方にもう一個の踏切があるのですけれども、その踏切との位置関係だとか、結局、駅全体のいろいろな機能を、総合的に調整していかなければならない事態も想定されます。

ですから、ホームが邪魔だから切るという乱暴な議論にはならない、非常に難しい問題だという見解です。

**武井委員**

私には、ホームの一部撤去は必要だとはっきり言っているのですよ。しかも、それは、なぜかという、臨時停車などもあって、長い列車の場合も想定しなければならないので、あれを切ることはできない、こう言われているのです。そのところは、ちょっとニュアンスは違います。ただ、この中で、課長がおっしゃった反対側の方も踏切があるわけですが、この反対側の踏切と今の榎里の踏切は、どちらの方が人通りが多いと思いますか。

**(土木)建設課長**

交通量は、その場所で測っておりませんのでわからないのですけれども、私も比較的あの方面に長く住んでおりますが、印象としては、小樽付の方が多いと思います。

**武井委員**

JRには、予算の問題もあるのでありますが、結果的には二者択一を迫られているこの陳情の場合、もしも、今言っている榎里踏切の陳情がある方をやれば、小樽側は廃止せざるを得ない、あるいは閉めざるを得ない、それを両方ともやるわけにはいかない、こういうのがJRの見解だと私は伺っているのですが、こういうようなことは交渉のときに言われませんでしたか。

**(土木)建設課長**

おっしゃるとおりでございますが、絶対条件みたいなことではないのですけれども、基本的に、JRは、踏切をできるだけ少なくしたい、やむを得ない場合は立体交差の踏切でJRの安全を保ちたい、こういうことがあるわけですね。

ですから、これまでもいろいろな道路整備の中でそういう議論というのがありまして、私どもが新しく踏切をつくってくれとか、あるいは通常あった踏切をもっと広げてくれとかというお願いに行くときには、必ず、それではほかのどこをつぶしますかと、こういう議論は常について回ったわけでございます。今回も、同様に踏切を拡幅するということであれば、それでは一方の踏切を閉鎖するのか、それも含めて初めから議論させてもらいたいということは見解として示されております。

**武井委員**

予算上の問題も、今までの内容を聞きますと相当あると思いますが、いずれにしても、私は小樽寄りの踏切は、今度、通年開通する定山溪線ともつながっている十字街の踏切ですから、今まで、朝里川温泉のお客さんが出入りする、あるいは、どうしてもあそこを通らなければならない線路沿いの1丁目方面の人たちは、行き場所がなくなってしまうわけです。

ですから、あっちを立てればこっちが立たない、こっちを立てればあっちが立たないというような問題で、私たちも非常に困っているのです。

結論的には、予算も含めて、これが一体可能かと。今、私は総括的に聞きましたけれども、課長が今までのJRとの話合いの中で受けた感想としては、どのように判断しますか。可能だと思っっていますか。

**(土木)建設課長**

前回の委員会でもお話ししたと思うのですが、私の印象としては無理だというふうに思っております。

**武井委員**

JRも、今は赤字だと非常にばたばたして、株式上場もあきらめざるを得ないというような状況なので、私たちも非常に要望したいのですが、そんな実情があります。私の受けた感想では、市が出すのならよしと言うかもしれませんが、1億円や2億円でないわけですから、そうなりますと市の方でもなかなか大変だと思っっていました。

そんなことで、私たちもいろいろと論議を重ねながら、この陳情については処理をしたいと思っております。

**最上市営住宅の廃止後について**

住宅課にお尋ねしたいのですが、議案第25号関連です。これは、先ほど説明を受けましたように、最上Bの8戸2棟を廃止したい、その場所を除雪場にしたいのだ、こういうようなことです。まず、このところは、従来から、除排雪場所、雪投げ場、これは海に捨てるなど長い間言われてきて、土木部の方も、何とか陸の方へというような処置を今までとろうとされたのは承知しております。

今度は、この2棟を廃止した後に雪投げ場にしたいのだ、こういう説明なのですが、マスタープランなどにあるような、2棟廃止することによって、市営住宅全体の絶対値というのは変化はないのですか。

それと、この除雪場所はどのような所なのか。今、いろいろ除排雪の見直しも出ましたけれども、そういう人たちの雪捨て場にするのですか。どのように思っっていますか。この二つを続けてお願いします。

**(建都)住宅課長**

2点ご質問がございましたけれども、全体の堆雪場の確保という観点かということですが、公営住宅の空き地の利用ということで、基本的には、そういった大きなくくりでの進め方ではございません。

特に、この最上Bにつきましては、天狗山があり、また、一般住戸と市道を挟みまして沢沿いに窪んでございまして、あまり雪投げ場所がないという特殊な地理条件がございまして。

また、14棟ということで、ひな壇の長屋形式でございまして、たまたま中央部分の2棟が並列で空いたので、ここを抜くことにより、団地内の除雪の堆雪場所にすると。また、先ほど申しましたように、隣地の市道に隣接していると、こういう部分を含めまして、そういった一部も含めた中で何とか堆雪場所を確保したい、こういった観点の中で一部除却したい、こういう形で進めております。

ただ、今後は、全体的にほかの団地も含めて考えるかとなると、それにつきましては、こういった特殊な事情ということでは、住宅課としては、そういった場所までは考えていないところでございます。

また、実態の管理戸数的な部分でございまして、現在、マスタープランに基づきまして、当然、建替事業を進めてございます。最上も建てて20年ということで建替えの団地になってございます。

そういった中では、2棟8戸を先行してございまして、市内全団地の建替えにつきましては、再生マスタープランに基づいた計画戸数の中で、若干、年次のずれはございまして、順番的にはこれまで入船、勝納、そしてオタモイといった順番で進めていきたいと思っっております。

**武井委員**

そうしますと、たまたまこの場所は、その周りの市営住宅の人たちも含めて雪捨て場がない。埋まっているから、専門家が捨てるような特別の場所にするのではないと、そういうふうに理解していいのですね、この雪捨て

場は。私はそこがわからない。

**(建都)住宅課長**

基本的には、今言った形での団地内での除雪の堆雪場所になります。また、たまたま市道に隣接している部分が一部ございますので、そういった部分を活用させてもいいということもありまして、今回、除却することになったわけでございます。

**武井委員**

それから、先ほどの説明の中で、ここは当初64戸あり、だんだん空いて2棟減らしたと言っていますが、今までの人たちは、代替のところに入れてやったのですか、それとも自然消滅したのですか。

**(建都)住宅課長**

最上B団地につきましては、再生マスタープランを平成9年度に策定いたしましたけれども、建替団地ということで、19戸、20戸ということで計画をしてございました。そういった中では、平成9年に一般募集も停止していきまして、基本的には募集停止してございますので、停止した分だけ減る一方という形で、現在、29戸ということになってございます。

**武井委員**

**石綿水道管について**

鉛管の話はそれぞれ各会派から質問がありましたので、私は石綿についてお伺いしたいのです。

これは、私は以前から何回も質問してきた経緯がございますが、答弁の中で、この石綿管は来年度に取替えが終了すると言っているのですが、これは間違いございませんか。

**(水道)工務課長**

石綿管についてであります。平成12年度末の残存量は1,982メートルでございます。今年度は、道道小樽石狩線など5路線、1,358メートルが工事済みでありまして、今年度末の残存量は620メートル程度になる予定であります。2度目の決意表明になりますけれども、624メートルですから、来年度の平成14年度で終了させる考えです。

**武井委員**

620メートル、今これが残って、来年度中にやるということですが、今まで、布設替えをしました延長と概算予算などは、どのような結果になっていきますか。

**(水道)工務課長**

石綿管の今までやった延長でございますけれども、昭和46年度から継続事業でやってございまして、平成12年度末までに49,600メートルを布設替えしてございます。要した費用につきましては、概算金額になりますが、約25億円ほどかかってございます。

**武井委員**

いずれにいたしましても、小樽は、ダイオキシンが全国一だとか、今回、この鉛管については、道新は一部訂正をしましたが、ああいうふうに大きく書かれて、あたかも全道一だというように書かれています。

いずれにしても、新聞報道というのは非常に大きな影響を持つわけで、またかというような市民もいると思いますが、市民の今回の鉛管の報道に対する関心度合いというのはどんなものですか。皆さんのところに何か連絡などが来ていますか。

**(水道)給水課長**

新聞報道がなされましてから昨日まで、問い合わせは26件来ております。そのうち4件が、台帳上、鉛管を使用しているということがわかりまして、布設替えの要望等、それから使用方法等について指導を行っており、4件中1件が布設替えということで、申請書が上がってきております。

**武井委員**

あとは、各会派で質問していますから内容は省略しますが、できるだけ、今の石綿管を早くやってほしいと思います。鉛管より、むしろこれを早くやってほしいと思います。来年度完成で、今まで25億円もかかったそうですが、何とか早くやって鉛管についても、順次、今答弁したような方法に従ってやってほしいと思います。これは要望しておきます。

#### **水道局長**

石綿管につきましては、長い間、武井委員にご指導、ご指摘をいただきました。今のところ、来年にほぼ完成する見込みで、約束を果たせるかなと思っております。

なかなか大変なのですが、一部、地権者の関係で、若干の長さでございますけれども、計画としては来年度にやるつもりですが、あるいは、一部、取替えができないところがある箇所、若干の長さでございますけれども、そんなところがあるということをご理解いただきたいと思います。計画としては、全部やるつもりであります。

それから、鉛管につきましては答弁しておりますので、そのようなことで戸別に指導していきたいと思っております。

#### **武井委員**

一つよろしくをお願いします。くだいことは申しません。

#### **勝納川の魚道について**

土木部にお尋ねしますが、勝納川の問題ですけれども、18年間かかった問題です。

土木部の努力もあって、落差工が二つ撤去されて魚道ができ、昨日の新聞ではシャケが喜んで上っている姿が出ていました。私は非常によかったと、シャケを放流してきた立場としても非常によかったと思っております。

しかしです。この先があるのですけれども、落差工二つはとってもらったのですが、産卵の場所となりますと、うまい場所がないのです。今も、一部、勝納川で産卵したものが帰ってきています。それは確認しているのですけれども、適当な場所がないのです。

これは技術の方とも相談したのですが、産卵の適地というのは、天神焼却場のあるあたりだということです。ところが、それには、多くの魚道を早くやらないと、お腹の中がばんばんで、そこまでもたないということです。だから、スムーズに行けるような魚道にしないといい稚魚が生まれません。こういう言葉なのです。

今、落差工2個はとってもらいましたが、これは12個ありまして、あと10個残っているわけですから、せめて産卵に適する場所まで、どのような計画を持っているか、考えがあればお示してください。

#### **(土木) 水沢主幹**

勝納川再生事業として、平成11年度からということになります。平成11年度については調査だけで、実際の本工事は平成12年度から着手してございます。武井委員がおっしゃったように、平成12年度において、JR橋と小樽土現のところの落差工は解消しました。今年ですけれども、小樽土現の上流側、それは改修する予定です。以下、12基あるわけで、順番で言えば下流側からやることになるわけですから、今おっしゃったような箇所については、14年度以降、15、16、17年度と、最終はそのあたりになるのではないかなということ考えております。

この計画は11年度から17年度という予定ではあったのですけれども、予算の関係で遅れるという話も聞いておりますので、上流側の落差工の処理については、やはり遅い時期になるのかなと、そういう予測をしております。

#### **武井委員**

これは、道の予算、国の予算の関係もありますから、そう思うようにいかないと思いますが、今言ったように、あそこは、一応、河川公園の計画もあるようでございますし、できるだけ早い時期にやってほしい。

自分の名前を言うのは変ですけれども、あそこの中に私費を投じてコイを放流してきたのは、新聞誌上に出ているわけでございます。テレビでも海の魚、川の魚、淡水魚が同居していると出たぐらいです。

そういう関係では、あそこの川に非常に興味を持っているのですが、ぜひとも、早くスムーズに行って、すばらしい稚魚が生まれるように努力をしてほしい、これだけは要望しておきます。

### 除排雪体制の見直しについて

今、皆さんから質問が出ました今回の除排雪の見直し問題について、この資料を見て迷っています。

先ほど高橋委員から話があったのですけれども、一口にどこが変わったのだというご質問がありました。大きく「除排雪体制の主な見直し内容」と書いていますが、2ページを見ると「直営排雪業務」と。直営排雪業務というのは、新たな除雪体制、あるいは現行の方にもあるわけです。あたかも、直営がなくなって、全部民託されるのかなと思っていたら、そうでない、やはり直営の排雪業務も残っているんですね。

このあたりが、私は、今までのご答弁などを聞いていて、あれっと思ったのですけれども、このまま残して直営で排雪をするのですか。それとも、これは除雪なのですか。「排雪」と書いてある部分もあります。別に「除雪と排雪の見直し」と書いてあるのですが、そのところを説明していただけませんか。

### 土木部次長

所長から説明をしておりますので、私は補足めいたことを含めてご答弁申し上げます。

この表については、現行の土木事業所を中心とした小樽市の除雪体制が、左側は直営と委託の除排雪業務に分かれて、委託除排雪の主な業務について、柵で囲った五つが主な項目であったと。JVで行っていたのは、この中の網で塗りつぶされた部分が、そういう業務を行っていたことを示しています。

右側、直営除排雪業務については、先ほど所長の説明の中で、最後に「なお」ということでお話し申し上げたのは、直営排雪については、現在は2班体制で行ってございますけれども、今、それを1班体制にしようということで内部で検討してございます。

しかし、それに伴う職員団体との協議を今はまだ行ってございませんので、その辺をお酌み取りいただき、いろいろな人的なやりくりといいますが、そういったこともございますので、これについては、現状の段階で市としての方針を固めたという表現は、差し控えさせていただいたと。

しかし、1班体制は残りますから、現状としては直営排雪業務は残ります。委託の除排雪業務の部分で、今度は柵が三つになりました。左の部分は、五つの柵が今度は三つになった。この三つになった部分の、破線ですっと下に下がっていている部分、この業務を地域除雪業務という形でひとくくりにしまして、一つの業務にして、大柵五つの業務を三つの業務で行えることになる、こういうことがまず一つです。

それで、先ほど来からご指摘のあるいろいろな問題があって、今回、市民にとって何が良くなったかということ、今までは、塩谷に住んでいた方が、除雪のことは第1ステーションに電話する、砂まきの話は第2ステーションに電話するという形だったのです。ということは、砂まき、融雪剤の散布だとか、アイスクラッチャーのぎざぎざをつける業務とかは、全部第2ステーションで管轄をしていた。そうすると、蘭島から銭函までの砂まきの問い合わせとかを含めれば、全部2ステに上げていた。そして、一般の除雪の話は地元に残している4ステに聞かなければならなかった。

そこで、一地域の道路管理のことについては、住んでいるところがわかれば、どのステーションでも対応できる形にしましたので、除雪、排雪のことについては、すべてそういう形でステーションにお電話いただければ対応できますというので、市民サービスが向上されたと認識をしてございます。

貸出しダンプについては、基本的には市に来てもらうということで、従来どおりの申込みでございまして、その監督、貸出しダンプは何時から何時までどのように使われているかというのが、現実的には十分に把握できませんでしたが、それもステーションで行って監督をしてもらうという任務分担にしてございまして、そういう意味での市民サービスの面では、大きな点があるかというふうに思います。

### 武井委員

詳細に説明していただいたのですが、今、対応機関とも協議中だということなののですけれども、将来的には「直営排雪業務」という欄は消えるのですか。ずっと生きてくるのですか。

### 土木部次長

基本的には、直営の排雪業務というのは、今2班持っていて、1班は見直しをしていますけれども、そういう意味で、すぐなくなる形にはならないと思います。相当議論をしながら、1班を残していくという方向で現状は考えておりますけれども、それは、緊急的にいろいろな形の排雪をすると。

一般的にJVで排雪をお願いするとなると、長期計画を立てるとか、一定の先の計画でいきますから、そういった部分では、とりあえずこっちへ行ってほしいということが起きたときに、そういう予定も含め、なかなか断ち切れないものも予想されますから、機動的には直営班の部分は、当面残していく部分があると考えております。

### 武井委員

そうしますと、将来は業務は縮小されるけれども、残っていくと理解していいのですね。もう一つ、私なりに考えたことを申し上げます。

今まで、第1から第4ステーションまでありました。先ほど人的配置の説明があり、それはいいのですが、今回は、親会社がいくつかできて、親会社というか、大きなJVを組む代表的な会社ですね。その下にいくつかあり、全部で20何社あるという体制でいくと理解していいのですか。だから、JVの固まりといたしますか、こういうのは4つと理解していいのですか。

### 土木部長

今現在行っているブロックは4地域に分かれておりますが、この地域については、今までどおり、4つの地域でやっていきたいというふうに考えております。

### 武井委員

あとは、JVの入札をすると、親方といたしますか、代表会社があなたのところとうちとJVを組めて、それを自主的に任せる、こういうことはできるのですか。いいのですね。

### 土木部次長

はい。

### 武井委員

先ほどの説明の中で目的をおっしゃられました。この中に、市民サービスの向上、市民にわかりやすい除雪を目的とした、こういうご説明がありました。市民サービスの向上については、今、次長からお話がありましたから、これは了解いたします。

この市民にわかりやすい除雪のところなのですが、先ほど答弁の中にもありましたけれども、除雪の組入れの問題なのです。組入れをきちんとしないと、市民からは無駄な仕事をしていると思われる。経費を浮かせるためにやったのと同じではないかと。

こういう問題が、例えば、道路の拡幅除雪をしたところへ、夜、静まってから、車の通りが少なくなってから排雪をした。また排雪をして、無駄な金だと。我が家付近もそうなのですが、坂が急ですから砂を散布する。砂を散布したところへ除雪車が来て、砂を持って行ってしまって、かえって滑ってどうしようもない。こういう組入れ、うまく組合せをしないと、かえってうまくいったものが悪評になる恐れがあります。

これは要望ですから、ぜひともそういう方向でやってほしいのですが、部長、何か答弁がありますか。

### 土木部長

武井委員が最後の質問ですので、前に出た質問の部分を含めて、総括的なお答えをしておきたいと思っております。

従前は、40件にもわたる分離分割発注をしていたということで、業者同士の連絡・調整もしにくい状況になっていました。もう一つは、市の職員がステーションごとに2人ずつ張りついていますけれども、本部に残っている雪対策の人は2、3人というような状況の中で、地域間連携だとか、今言った30数件の業務を受けての調整がしにくい部分がありました。

それで、結果として、今おっしゃったようなタイムラグとか作業ロスの問題があった。さらに、市で全体状況をきちんと指示し、それを受けて対応するということが、うまくいかなかったものだから、ある部分で出来高精算払いといいますが、稼働時間払いみたいな実態もあった。そういうことの批判があったということです。

もう一つは、そのことが業者の企業努力を削いでしまったというか、そこを追求しなかったということもあります。今回、一貫除雪にすることで、私が前段に言ったかなりのものが解消できるということで、一貫除雪に変えました。

ただし、昨日もお話ししましたが、問題はJVを束ねる数人で、あらゆる知識、情報を持って計画をつくりコントロールをしていくことができるかという問題、構成員が、それを受けて、理解をして作業ができるかという問題、その人的な問題が最後に残ります。ですから、最終的には、どうしても人の問題に行ってしまいます。オペレーターの話にしても、何人かの委員の方からも問題提起をしていただきましたけれども、結果としてはそこに尽きると思います。

そのことがあるものですから、先ほど来、次長からもお答えをしていますように、業務担当者、オペレーターの質の向上を図るために、入札時点での人選のチェックをするということ、それでカバーし切れない部分は、いろいろな講習会をやる中でカバーしていく勉強をさせようと、私どもと一緒に勉強をしようということもありますけれども、そういった中でやっていこうと。結果として、一気にはいかないだろうから、定着するまで2、3年はかかると、そんな考え方でいます。

#### **武井委員**

今も部長が触れましたが、業者の選定問題について、11月の下旬までに選定したいという答弁がありました。

このことなのですけれども、これから11月の末まで2カ月ほどあるのですけれども、この間の手順は、どういふうにそれを決めていくお考えですか。手順があったらお示してください。

#### **(土木) 土木事業所長**

手順ということでございますけれども、まず業者の方に理解をしていただくために、業務内容説明会というものを早急に行います。その後、その業務内容説明会の中でも、今回、新たな登録制の部分について説明をして、希望される業者の方には登録をしていただくという作業に入ります。

その登録された業者の方々と共同企業体を結成していただいて、共同企業体の結成届を出していただいて、その内容についても我々の方で審査をさせていただき、その共同企業体に任せることができるかどうかをチェックして、それを任せる共同企業体の方と入札、そういうことで契約を結んでいきます。

それで、業者の選定については、10月の下旬ぐらいまでに決めていきたい。その後、除雪懇談会という作業に入っていきます。市民の周知という作業に入っていきます。市民周知の中では、業者の方々にも参加をしていただくということがまず一つと、今回の新たな除雪体制についても十分に説明をしていく。そのほかには、除雪懇談会だけでは足りませんので、パンフレットを作成して、回覧板等で回覧していただくとか、広報おたるの中でも特集を組んでPRに努めていく、そのような形で進んでいきたいと思っております。

#### **武井委員**

今、手順を克明に説明していただきました。これは、きちんとやってほしいと思います。

ただ、この中で、私が気にしていたのは、業者の評価ばかりを優先するべきでなくて、地域によっては、僕らもいろいろ希望、注文を受けますが、問題のある人といいますが、何かしたらつかかってくる人もいないとは言えません。そういう市民にぶつかったら、業者はいい迷惑だと思うのです。

ところが市民の要望というのも、皆さんにも入っていると言いますから、「おれが注文したものを、何もやっていないではないか。」ということで、市長の手紙なり、あるいは皆さんのところへ来るだろうと。今度は、この業者はだめだと変更をするとか、評価して点数を辛くする、そこにピンチヒッターが入ってきたら、やはり同じだっ

た、こういうようなことが出るのではないかと私は思います。

市民の声は大事です。けれども、市民の声ばかりに偏っていると、今言ったように、業者が非常に損害をこうむる、こういう問題もあると思いますし、もちろん業者の中には、年の功で、さらっと受け流す話のテクニックのうまい人もいるかもしれない。若い人で、それができなければ、騒ぎになるかもしれない。業者の選定ばかりでなくて、市民要望の中で、市民の側の評価もしてほしいと。皆さんでも、パトロールをするという任務が職員にあるようですから、そういうことも評価してほしい、これは要望しておきたいと思っています。

全部まとめて言いますから、今の問題も含めて、もしご答弁があったらまとめておいてください。

それから、何でこのようなことを言うかという、業者が運転手とかを通年雇用しているのです。設備投資もしているのです。レンタルでなくて、自分のところで除雪の機械とかを買っている人、こういう人たちが、市民に悪く評価されてやめさせられたりしたら、やめさせられた運転手も困るけれども、業者も困る。こういう問題も出てきますから、私はこういうことを申し上げたので、ぜひとも、業者も大変でしょうが、皆さんもそのところを考えてほしいということです。

次はコンビニの気象情報の問題です。今、コンビニは24時間体制ですけれども、学生アルバイトが非常に多いわけです。皆さんも行ってみればわかるように、専門家がいらないのです。ほとんどがアルバイトです。その人に、24時間体制だからといって、気象情報などを聞いて情報として得られるのかどうなのか、信憑性があるのか、私はこのところが非常に疑問なのです。

ですから、コンビニの気象情報というものについて、どのような信憑性というか、それはアルバイトにさせないで、専門家が入るといって指導をするのか、それとも、それは委託料金の中で差をつけるといいますが、「委託料金をいくら払うから、パートを使わないでやってくれ。」と言うのか、その辺を教えていただきたい。

いずれにしても、皆さんも今まで言っていますが、定着までには非常に時間がかかると思います。先ほど2、3年かかるだろうと言いましたけれども、本当にそうだと思います。ですから、今年は試験的にやってほしいと、そして、改正するものはどんどん改正しながら、すばらしい除雪体制をつくってほしい、こういうふうに私は思っています。

ですから、あまり急がないで、多少の研究期間といいますが、そういうような期間も設けてやってほしい。それまでは、何とか業者の指導もきちんとやってほしい、こういうふうに思います。

#### **土木部次長**

私がお話し申し上げたのは、業者との関係については、先ほどお答え申し上げたように、それを目的にするということで業者を切るという問題ではなくて、市民の中にはいろいろな方がいらっちゃって、そういうケースも含めて、オペレーター研修のほかに、労務主任、副主任というステーションに常駐する方々との懇談会の中で、こういうケースが起きるといっても含めて、経験談も含めた話し合いをしながら、まず熟知してもらうと。

現場でのトラブルは、基本的にあまり起こさないように、トラブルったら、きちっとそういった責任者に連絡をとるような、そういう中で処理をすることも含めて対応するようにしたいと思います。まず、業者を切っていくというその評価だけを目的とするのではなくて、どうしても発注する側から見ると、我々は市民にとってどうなのかということを考えざるを得ません。

ですから、業者を保護していくというよりも、やはり市民にとってどうするかということになると、そういう観点で業者の指導という方に行かざるを得ない部分もございますけれども、目的にしているわけではないということだけはご理解いただきたいと思います。

それから、コンビニについては、昨日もご答弁申し上げますけれども、今現在、個別にいろいろお願いをしようと思っております。どういうことをお願いするかということについても、一定の整理はしたいと思っているのですけれども、それ自体が、コンビニの勤務体制ですとか、コンビニが夜中にどういうことをやっているかとい

うことを十分承知をしていないで、勝手に決めている部分もないわけではないものですから、その辺の話し合いをしながら、アルバイトだと十分認識していますから、こちらからお電話をしようというのが一つです。

それから、一定程度、本当に手のすいているときにご連絡を、忙しいということであれば無理だと思いますが、費用を出して、委託料を払ってお願いするということではなくて、このステーションから、例えば、遠方の地区に行く前にどんな現状なのかということ把握したいときに、どの程度の雪が降っているのかということ電話で確認をする程度で、信頼度そのものは高度なものを要求するということを基本的には考えておりませんので、その辺は個別にご相談をしながら、依頼内容について決めてまいりたいと思っております。

それから、今年は試験的にやってほしいというのは、試行でやるかどうかということで内部議論もしました。それで、試行ということになると、勘違いをされて、だめだったら今までの体制に戻してしまうのではないかと、いわゆる設計も全部含めて。こういう誤解を与えてはまずいので、そういう表現は極力使いませんでした。

というのは、部長も冒頭から言っていますけれども、2、3年かかるだろうというふうに踏まえてやってごさいますから、基本的には、地域総合除雪体制を追求すべきだと思っておりますけれども、地域事情も含めて課題があれば、いろいろな意味合いでの研修といいますが、検討ということを繰り返しながら、最終的な小樽市独自の地域除雪体制という形をつくっていきたいと思います。

ただ、試験だと言って、失敗すれば去年と同じように戻るのはないかということになってしまうと、我々が求めているところは地域総合除雪体制であり、先ほどから申し上げている、除雪費用をこれだけどんどん、市民要望にこたえていくということの中では、一定の固まった体制、固定的な形の中で行うべきかということを追及する必要があるということで考えたので、ご理解をいただきたいと思っております。

#### **武井委員**

市民要望の件ですけれども、業者の方が、皆さんに名札をつけさせますということですから、市民は市の職員かなと思うかもしれませんが、いずれにしても、市民要望を受けると言われますと、その収集の仕方といいますが、いろいろな地区の市民から相当の要望が来ると思います。その収集の仕方はどう考えているのですか。

#### **(土木)土木事業所長**

まず、名札の件でございますけれども、当然、委託業者名も業者の名前もきちんとわかるような形で名札に氏名を記入するという形をとります。

また、いろいろな要望等の収集の仕方でございますけれども、当然、業者の方も不慣れな部分がありますから、その辺は、我々の方である程度マニュアルをつくって、対応の仕方を含めて業者の方に示して、そういうものに基づいた対応の仕方、それを浸透させていくということで考えています。

#### **武井委員**

どうしても、業者の人は、私は安請けとは言いませんけれども、市民に言われて、それで変に争ったら嫌だと思うから、「はい、はい」と言って電話で答えると、あのおとき「うん」と言ったのではないかとか、こういう問題が出てくると思いますので、業者に安請けをしないように指導していただきたい。これは、要望して終わります。

#### **委員長**

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時10分

再開 午後5時40分

#### **委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより、一括討論に入ります。共産党、古沢委員。

#### **古沢委員**

簡単に討論に参加をいたします。付託案件の議案第25号は、共産党として可決であります。  
継続審査中の案件、請願、陳情、いずれも願意妥当と認め、共産党として採択を主張いたします。  
詳しくは、本会議にて述べます。

**委員長**

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第24号、第29号、第43号、第62号について、一括採決します。

いずれも継続審査とすることに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

**委員長**

起立多数。よって、継続審査と決しました。次に、陳情第21号、第52号について、一括採決します。  
継続審査とすることに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

**委員長**

起立多数。よって、継続審査と決しました。

次に、議案第25号について採決します。原案どおり可決とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**委員長**

ご異議なしと認め、さように決しました。本日は、これをもって散会します。